

平成15年12月12日

1. 出席議員

1 番	徳 村	博 紀	12 番	岩 吉	泰 彦
2 番	伊 東	茂	13 番	井 手	常 道
3 番	福 井	正	14 番	青 木	幸 平
4 番	水 頭	喜 弘	15 番	中 村	清
5 番	橋 爪	敏	16 番	谷 口	良 隆
6 番	山 口	瑞 枝	17 番	中 島	邦 保
7 番	中 村	雄一郎	18 番	吉 田	正 明
8 番	橋 川	宏 彰	19 番	谷 川	清 太
9 番	森 田	峰 敏	20 番	松 尾	征 子
10 番	北 原	慎 也	21 番	中 西	裕 司
11 番	寺 山	富 子	22 番	小 池	幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	坂 本	博 昭
局 長 補 佐	坂 本	芳 正
管 理 係 長	迎	英 昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
収	入	井	手	口	馨
総	務	唐	島		稔
市	民	矢	野		正
産	業	山	口	賢	治
建	設	江	頭	毅	一郎
企	画	北	村	建	治
総	務	山	本	克	樹
財	政	藤	田	洋	一郎
市	民	正	宝	典	子
選	挙	西	本	勝	次
管	理	峰	松	光	夫
委	員	平	尾	弘	義
会	事	中	橋	孝	司
務	局	北	御	門	敏
長		中	川		宏
税	務	藤	家	敏	昭
課	長	井	手	讓	二
兼		森		久	幸
福	祉	小	野	利	幸
事	務	北	村	和	博
所	長	中	村	博	之
兼		武	藤	竹	美
老	人	江	口		徹
福	祉				
セ	ン				
タ	ー				
所	長				
保	険				
健	康				
課	長				
農	林				
水	産				
課	長				
商	工				
観	光				
課	長				
都	市				
建	設				
課	長				
環	境				
下	水				
道	課				
課	長				
水	道				
課	長				
会	計				
課	長				
教	育				
長					
教	育				
次	長				
兼	庶				
務	課				
長					
生	涯				
学	習				
課	長				
兼	中				
央	公				
民	館				
長					
農	業				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
監	査				
委	員				

平成15年12月12日（金）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1

一般質問（通告順による）

平成15年鹿島市議会12月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
7	4 水 頭 喜 弘	<p>1. 少子化対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 出産育児一時金について ② 第3子以上の出産祝い金制度の創設を ③ 就学時までの医療費の無料化を <p>2. 教育問題について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① いじめや暴力、不登校対策について <p>3. アレルギー対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保健センターの対応について ② 学校の対応について
8	6 山 口 瑞 枝	<p>1. 子ども関連施策の一元化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 縦割行政の解消策 教育・医療・福祉の連携 <p>2. 学校図書館の有効活用への取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 司書教諭や学校図書館が抱える問題点は <p>3. 完全学校週5日制への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学校・家庭・地域との連携は十分に機能しているのか <p>4. 観光施策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新名所の発掘 ・観光案内図とルート及安全表示 ・周辺整備と検証 ・体験農・漁業と観光
9	13 井 手 常 道	<p>1. 諫早湾干拓事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 短期開門調査結果をどう受け止めているのか イ 期待される成果とは ロ 環境影響への対策について (2) 有明海がんばれサミットについて イ 出席して意見陳述は <p>2. 新型肺炎SARS（サーズ）対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 基本的な取組について イ 危機管理体制の在り方は ロ 情報公開のルールづくりは

順番	議員名	質問要旨
9	井手常道	3. ペプシノゲン法による胃検診について (1) 検診受診の高揚と早期発見、早期治療の為、導入してはどうか (2) レントゲン検診の費用は (3) 検診率はどうか 4 農薬取締法について (1) 改正内容は (2) 危険性に対する情報開示・広報は

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小池幸照君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により順次質問を許します。まず、4番議員水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

おはようございます。4番議員の水頭喜弘でございます。通告に従って一般質問をさせていただきます。

大きく3点にわたって質問いたします。一つ、少子化対策について、次に、教育問題について、そして3点目、アレルギー問題についてです。よろしくお願いいたします。

まず最初に、少子化対策についてですけど、3点、細かく三つにわたって、第1が出産育児一時金について、それから、第3子以上の出産祝い金制度の創設を、3番目が就学時前までの医療費の無料化をということです。

我が国は、平成10年度で65歳以上の高齢人口が15歳未満の年少人口を上回り、世界で類を見ない高齢化が進んでおります。人口動態統計によりますと、1人の女性が生涯に産む子供の平均数は年々減り続け、平成14年には1.32人まで落ち込み、人口を維持するのに必要な数である2.08人を大幅に割り込んでおります。しかし、平均理想の子供数は2.53人であり、理想と現実の違いの理由は「子育てにお金がかかるから」が大きい割合を示しております。今や少子化対策は国民的関心事であり、総合的に取り組む対策であります。

さて、当市におきましてはいかががでしょうか。最近、子供の数の減少が見られるようですが、当市の年齢別人口統計はどのようになっているのでしょうか。以上の点を踏まえ、3点について質問いたします。

まず第1点目は、出産育児一時金についてです。

この制度は、安心して赤ちゃんを産み育てることができるようにと、子育てに対する支援策として設けられた福祉制度の一つであり、社会保険、または国民健康保険から300千円支給されるものであります。市が窓口となり、国民健康保険につきましては、出生届と同時に出産育児一時金の支給申請手続きがとられております。しかし、手続等で申請から支給までに、本人口座に振り込まれるまでに2週間程度がかかりますので、申請がおくれたりすると退院に間に合わず、一時、毎日の生活費の中から400千円前後という出産費用を準備しなければならない場合もあります。出産する前にお金を準備する精神的負担もあり、大変であります。当市におきましては、平成13年度から貸し付け制度が行われておりますが、これも全額ではありません。安心して出産するにはそれなりの準備が要り、若いお母さん方にとっては出産すること自体が大変な出費であります。

そこで、質問いたします。退院の時点で給付金を病院の支払いに充てるためには、現行で行われている銀行振り込みの方法から、受領委任払い制度を取り入れられてはいかがかと思っております。受領委任払いは、出産後に支給される出産育児一時金を市から直接医療機関に支払う制度であります。これまでは、被保険者は出産費用を医療機関に全額支払った後、市役所から一時金を受け取っていたが、受領委任制度を導入されたら、退院時に支払う医療費が一時金の300千円を差し引いた金額のみとなるため、経済的負担が大きく緩和されることとなります。ぜひとも実現していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

2点目に、子育て支援として出産祝い金を考えてはどうかと思っております。次代を担う子供たちが健やかに育ち、あすの我が町を築くよう育成することにより、高齢社会に対応する活力ある社会を築き、あわせて住民生活の安定を図ることを目的として、近隣の町等でも実施されております。

3点目に、乳幼児医療費の無料化についてお尋ねいたします。

この制度は、当初は乳幼児の死亡率対策として始まったものですが、少子化が急速に進展するにつれ、その対策の一環である子育て支援策として注目されるようになりました。現在は3歳未満児までは無料になっておりますが、これは受給者証の申請をして、この受給者証を病院の窓口に出せば病院での費用は無料になりますが、さらに就学時前までの拡大をお願いするものであります。いかがでしょうか。

次に、教育問題についてです。

いじめや暴力、不登校対策について。

学校崩壊や少年による凶悪犯罪、いじめや暴力、不登校や引きこもりの問題など、日本の教育は深刻な危機に立ち入っております。子供は社会の鏡と言われるように、今日の大人社会のモラルの低下やひずみが敏感な子供たちにあらわれてきていると言ってもいいのではないでしょうか。悩み苦しんでいる子供たちのために、子供たちの立場に立った施策を講ずる必

要があるのではないかと思います。社会の多様化が進み、従来のような画一的な学校教育のあり方について限界を指摘する声が高まっております。子供一人一人の多様性を尊重し、個性や能力を開花させる学校教育のあり方が問われています。

物資が豊富にある社会、便利さや快適、効率性を優先させる社会、大自然の人間育成能力を無視した社会のあり方は、家庭においても、また、学校や地域社会、職場社会のあらゆる場面においても人間関係を希薄化させ、人と人とのきずなを断ち切ってしまうています。人間同士の触れ合いの減少は、家庭、学校、そして社会全体の教育力を低下させてしまっているのではないのでしょうか。私たちは、もう一度、人間を育てることの重大さに思いをいたし、社会全体の教育力回復に真剣に取り組まなければいけないのではないかと思います。

さて、質問ですが、当市でのいじめや暴力、非行など、現状をお聞かせください。また、不登校についてですが、現状を、そして、これに対してどのような対策をなされておられるのか、お尋ねいたします。

3点目のアレルギー対策について、一つ目が保健センターの対応について、二つ目に学校の対応についてです。

ぜんそく、アトピー性皮膚炎、花粉症、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー、じんま疹、シックハウス症候群等、その原因となるものは、大気汚染、住環境、人工化学物質、食品など多くの要因が指摘されております。厚生労働省が行った調査では、乳児の29%、幼児の39%、小児の35%、成人の21%が、こうしたアレルギー性疾患にかかっており、国民病とまで言われております。こうした現状にもかかわらず、医療の適切な相談する機会に恵まれているとは言えない現状にあります。

平成14年度の学校保健統計調査によると、ぜんそくを持つ子は幼稚園で1.3%、小学校で2.7%、中学校2.2%、高校1.4%と、小・中・高で過去最高、10年前の2倍にふえています。年間4,000人のぜんそく死は、減少傾向であるとはいえ、先進国の中では最高水準にあり、思春期のぜんそく死が社会問題化、乳児のぜんそく死は増加傾向にあります。また、厚生労働省研究班が昨年11月発表した調査では、アトピー性皮膚炎にかかっている幼児は、1歳半で10人に1人と約10年間で倍増、3歳児の有症率も10年前の1.7倍となり、広がりを裏づけております。症状は、幼児よりも児童の方が重い傾向に見られます。

さらに、昨年3月に公表された厚生労働省の食物アレルギーの実態及び誘発物質の解明に関する研究によると、過去5年間に16人が食物アレルギーによるアナフィラキシー——全身に起こる急性症状ですね——で死亡した症例も明らかにされております。国立生育医療センター研究所の斉藤博久・免疫アレルギー研究部長らの調査では、アレルギー疾患になりやすい体質の若者が急増し、20歳代前半では9割近くが既に発症しているか、アレルギー予備軍であることが明らかになりました。

アレルギー疾患の病態解明、治療法などの研究が進められていますが、残念ながら、必要

な情報が必要な人に届き、相談し、的確な治療を受けられる体制には、いまだなっていないのが現状であります。最近の治療ガイドラインに沿った診断、オーダーメイド治療を受ければ、大半の人が症状をコントロールできるはずなのに、その体制の確立がなされないために苦しんでいる人が多いというのが実態であります。

こうしたことから、1点目として、保健センターでの対応についてお願いいたします。保健センターは、住民の健康づくりを支援する場として位置づけられ、乳幼児相談事業、各種検診、予防接種、健康相談等が行われておりますが、アレルギー相談については行われているのか、お尋ねいたします。

次に、学校の対応についてお聞かせください。食物アレルギーを持つ児童・生徒の学校給食の対応は、また、建材や芳香剤だけでなく教材などが原因のシックハウス症候群への対応についてお尋ねいたしまして、第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（小池幸照君）

平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

水頭議員にお答えいたします。

私の方からは、1問目の少子化対策についての出産育児一時金についてと、それから、3番目のアレルギー対策についての保健センターの対応についてお答えいたしたいと思えます。

まず、出産育児一時金につきましては、議員今おっしゃいましたように、鹿島市のあり方といたしましては、出生届時点で申請がありまして、口座振り込みの方法により支払うようにいたしております。ただ、この中で、議員がおっしゃいました2週間程度かかるというのは、1週間程度で振り込みがなされるのではないかと考えております。現在、鹿島市の支払い方法につきましては、ほとんどが、一部特例を残しましては、口座振り込みによる支払いの方法をとっております。現在のところ、この方法によっていくしかないかと考えております。

ただ、これは私の方の出産育児一時金につきましては、滞納者に対する対応が一つございます。滞納者に対しましては、一部分、この出産育児一時金の方から補充をしてもらっているという例がございます。

次に、アレルギー対策についての保健センターの対応についてということでございますが、このアレルギー、アトピー性につきましては、いろんな原因が言われておるようでございます。過敏性とか特異体質、あるいは麻痺性とか、ぜんそく、それから薬物アレルギー、感染アレルギー、いろいろあるようでございますが、原因がはっきりしているアレルギーに対しましては治療の方法もあるようでございますが、内的な原因ということが、なかなか治療が難しいように言われておるようです。

その中で、議員から御質問ありました乳幼児に対する保健センターでの対応についてでございますが、現在保健センターでは、母親の幼児教育等を行っております。その中で、直接には母親からの相談はあっていないようでございますが、乳児、あるいは幼児の健康診査のときには、母と子については医療機関の受診のために精密検査等を行っておりますが、その段階でアレルギー、あるいはアトピー等がある場合には健診の票を発行している次第でございます。そのほかに、母親の指導等につきましては、室内を清潔にするとか、食品のチェックをするとか、定期健診受診をするとき等、指導を行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

私の方からは、少子化対策についての2番目、3番目についてお答えを申し上げます。

2番目の第3子以上の出産祝い金の創設ということにつきましては、周辺のところを見ますと、幾つかでこういうものを制度化されているようでございます。

それから、3番目の就学時までの医療費の無料化ということについては、議員先ほど申されましたように、3歳の誕生日のその月まで助成をしていると、こういうことです。それに15年度からは、歯科医療につきましては市単独で、もう一歳上まで助成をしていると、こういう現状でございます。

この第3子以上の祝い金、あるいは医療費の無料化、これにつきまして現在のところ考えてはおりませんけれども、さきの通常国会におきまして成立いたしました次世代育成支援対策推進法、あるいは少子化対策基本法、こういう法律に基づきまして、16年度には行動計画を策定すると、こういうことになっております。その行動計画というのが総合的なものでございまして、福祉施策ばかりでなく、第1に雇用環境の整備とか、あるいは保育サービス等の充実、それから、地域における子育て支援体制の整備、あるいは母子保健医療体制の充実、ゆとりのある教育の推進とか、それから、生活環境の整備、経済的負担の軽減と、こういう子育ての家庭への支援の仕方、こういうものが行動計画の中で反映されるということになるわけでございます。

そういうことから、現在、小学生以下の子供たちを今養育されている、そういう方について2,000名を対象者としたアンケート調査をしているところでございます。その結果を踏まえ、あるいはその計画策定の段階で策定委員会というようなものをつくりまして、その中で多様な意見が出されるものと思います。それで、この行動計画の中には、こういう出産祝い金、あるいは就学時までの医療費の無料化、こういうものが具体的な行動計画として策定されることも考えられると、こういうふうに思います。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

2番目のいじめ、不登校等につきましては私の方から、3のアレルギー対策については次長の方からお答えを申し上げたいというふうに思います。

いじめ、あるいは暴力、不登校等につきましては、学校との連絡体制というのを非常に密にとりながら、実態の把握、そして早期の対応といたしますか、これに向けて、その都度小まめに行っております。もちろん表面に出るものばかりではありませんので、潜在的なものまで含めて、いかにその兆候を察知するか。いわば浅いうちに、小さいうちに対処をするか、これが学校現場において、いつも神経を使っているところであります。具体的には、専門のアドバイザー、あるいは家庭相談員さん、場合によっては民生委員さんとか諸機関、こういう方々の御支援をいただきながら、学校以外の協力をいただかないと、やはり家庭、あるいはプライベートにかかわる対応というのが、なかなか難しい状況というのがあります。

今、全国的に最も憂慮すべき教育課題というのは、不登校の問題であります。正直申しまして、不登校の要因というものは、これは非常に背景にしましても極めて多様で、特定をすることはなかなか難しいわけであります。要因がはっきりすれば、そこにメスを入れれば、ある程度期待感というのは持てるわけでありますけれども、実際には個々のケースに、いわゆる粘り強く対応する以外に道はないと。一向に気が晴れない重苦しさというものを抱えているというのが現実でもあります。

端的に申しまして、市内の現状は、いじめ、あるいは暴力につきましては、子供同士のちょっとしたトラブル等はあるにせよ、比較的落ちついた状態にあるというふうにとらえております。ただ、不登校につきましては、ここ二、三年減少傾向にありましたけれども、ことしに入りまして、中学校で2学期あたりから、多少横ばいから増加傾向にあるということを少し心配しております。間もなく冬休みに入ります。3学期に向けて、それぞれの個々に対する具体的な手だて、この辺を考慮するよう、校長会等を通じて引き締めを図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

正宝市民課長。

○市民課長（正宝典子君）

水頭議員にお答えいたします。

少子化対策の中で、年齢別人口についての御質問でございますので、ゼロ歳から14歳まで、5歳ごとにお答えしたいと思います。

平成15年4月1日現在でございますが、ゼロ歳から4歳まで1,676人、5歳から9歳まで

1,815人、10歳から14歳まで1,990人の5,481人となっております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

水頭議員にお答えいたします。

私の方からは、アレルギー対策、シックスクール対策につきましてお答えいたします。

まず最初に、学校におけるアレルギー対策でございますけど、アレルギーの実態把握につきましては、毎年4月に保護者に対しまして保健調査を実施しておりまして、実態の把握に努めております。調査票の内容は、アレルギー疾患のぜんそく、アトピー性皮膚炎、その他のアレルギーについての調査を実施しておりまして、保護者からの通信欄を設けておりまして、学校が知っておく必要があることについてお知らせをいただいております。

食物アレルギーがある児童・生徒は、平成15年度は、5校に数名在籍をいたしております。学校給食において何らかの対応をとっているのは4校でございます。対応のあり方、内容といたしましては、保護者に対しまして、使用食材のわかる献立表を事前に配布してお知らせをいたしております。次、2番目といたしましては、担任の教諭などの指導によりまして、原因となる食品の除去、取り除きをいたしております。そして、牛乳の配ぜんを停止するというような対応をとっております。

次に、シックスクール対策でございます。

学校環境衛生の基準におきましては、教室等の空気を快適かつ衛生的に保つことになっております。昨年、この基準が改定されまして、ホルムアルデヒドなどの揮発性の4物質の検査が追加されております。このことによりまして鹿島市では、平成15年度当初予算に学校室内空気環境測定調査費用を計上いたしまして、浅浦分校を除くすべての学校、調査箇所数では52カ所でございますが、学校薬剤師会に業務委託し、6月23日に検査をいたしたところでございます。結果は、52カ所中2箇所で基準値を上回るホルムアルデヒドが検出をいたしました。

この原因でございますけど、検出場所がいずれも接着剤を保管している図工室でありまして、また、調査した日が、曜日が、時刻が、月曜日の午前8時半ということ、そして、その前の週の金曜日には台風が接近してきておりまして、3日間以上その図工室をあけることができなかったというのが原因であると考えております。

この2カ所につきましては、再検査を10月20日に実施いたしまして、いずれも基準値を下回ったという状況でございます。

この室内の空気環境対策につきましては、日常的に室内の換気を効果的に実施するなどの指導を日ごろよりいたしておるところでございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

御答弁ありがとうございます。

少子化対策の件で出産育児一時金、僕は2週間程度と言ったんですが、1週間程度で口座に振り込まれているということですのでけれども、これは要するに出生届を出して、その日から1週間ということですから、例えば、1週間で退院できたとしても、その時点ではもうぎりぎりか、間に合わないという感じじゃないかと思います。

この件につきまして、近隣のということで、さっき言いましたけれども、実際これを取り組んでいるのが、嬉野町がこれを取り組んでおられるわけですよ。嬉野町は、国立病院以外に産婦人科がないわけですね。そこで、いろいろ病院関係、一応これは規定は、病院のわかりましたという、やっぱり承認を、病院のあれも受けなきゃいけないわけですよ。でも、そういうことで大丈夫ですかと聞いて問い合わせしたら、そういうことは今までありません。近隣の医療機関、ですから、例えば、武雄市、塩田町、鹿島市、それから佐賀市でも、別に今までそういうことで拒否されたことはないということをおっしゃいました。

これは要するに、事前に、出産前およそ2カ月前から受け付けて、出産育児一時金の支給申請を提出して、その際に出産育児一時金の受け取りを医療機関、要するに今言った受諾された医療機関に限り委任されるものということです。こういうことで行われ、そしてなお、出産育児一時金と実際の分娩費用との差額が生ずると思いますが、その過不足の処理については、医療機関において責任ある処理をお願いしたいと思いますということで、こういうふうで福祉課の方で行われているわけです。そういうことで、ぜひですね。

実は今、人口動態の方を市民課長の方から言われたですけども、5歳ごとですかね、ずっと今お聞きしました。この中で、やっぱり減少傾向というのは顕著にあらわれているわけです。例えば、月別にずっと見た場合に、やっぱりずうっと何人かずつ減っているということは、ゼロ歳児を見た場合に、これはやっぱり減っているわけですね。平成15年4月末現在でゼロ歳児が314人が、今度は平成15年10月には268名、平成15年11月末には264名ということで、特にことしが何か人口の減少が、少子化のあれでゼロ歳児が減少しているのが、ことし何の現象で減っているのかですね。来年はまた、わかりません。ただ、何でこういうふうかなと思って調べてみたら、ちなみに、15歳児が11月30日現在で413人ということは、それからすると、今が264名ですよ。要するに、15年前にゼロ歳児と、それから今で264名ですから、かなりの差が出てきているわけですよ。だから、少子化が進んでいるということは間違いないわけですよ。全国的に、いわゆる鹿島市、当市でとって、そのように言われているわけです。

そういうふうで、前に戻りますけれども、例えば、その出産育児一時金のことについても、

どういふあれで出産育児一時金が嬉野町もされているかというのと、やっぱりどうしても、何ですか、嬉野町が考えておられるのは、いろいろ鹿島市にはこういう実情もあるし、とにかく何とか手助け、やっぱり精神的なものも幾らか和らげができないかという思いがあるのではないかと思います。

それから、乳幼児の病気の件ですが、要するに医療費が、今、鹿島市は歯科医療は1歳上げていますということですが、大変いいことで、ずっとアップしていけば、これはいいことと思いますが、何しろ子供というのは急に熱が出たり、また下痢をしたりということで、大変な毎日のお母さん方もおられると思います。3歳までを持っているお母さんには、こういうものでは感謝されている、3歳まではですね。しかしながら、現状は3歳以上の幼児期も、幼稚園や保育所などで風邪やインフルエンザ、水ぼうそう、おたふく風邪など、さまざまな菌の感染で病気を引き起こします。夜中に歯が痛くなったり、中耳炎を起こしたり、けがをしたり、気の休まることはありません。体力や抵抗力はまだまだ弱く、医師の正しい診断や治療は不可欠であります。特に5歳児ぐらいまでに、死亡や後遺症が集中しているそうです。

幼児期は、子供の様子をよく観察していくことはもちろん大事であります。2人、3人と兄弟同士と一緒に病気になれば、核家族の多い現代の子育て中のお父さん、お母さん方のためにも、何かあったらすぐ医師に相談しながら健全な子育てができるような環境づくり、経済支援が必要だと痛感しております。私も、さきの議会で4歳半児健診について質問いたしました。また、就学時前までの医療の無料化についても、以前質問させていただきました。ほかの自治体でも取り組んでおります。ぜひ実現していただきたらと思います。

次に、出産育児一時金のことでありますが、これについても今言ったとおり、何とか受領委任払い方式をお願いしていますが、現在の太良町では、窓口で現金で支払われています。鹿島市は口座振り込みで、最短でも1週間はかかると。話によりますと、合併したら太良町の方じゃなく、鹿島市の方の口座振替制度の方になるような話を聞きましたけれども、市長、それは本当でしょうかね。何か僕の聞き間違いかしれんですけれども、そのようになったら、市長がいつも言われている、負担は軽く、サービスは高くというのに、ちょっと僕の考えでは少し逆になっていくんじゃないかと思うんですけれども、その点。僕の勘違いかもしれません。ただ、そういうことでちょっと聞いたことがありますので、合併したらのことであります。そういうことで、その点もよろしく願いいたします。

次に、教育問題についてです。

今、教育長、それから次長答弁していただきましたけれども、いじめや暴力、特に不登校は現在あっていると。特にことしは横ばいからちょっと増加傾向に、中学校ですか、あるということを知って、早期に発見して早期に対処しているということで、なかなか表面に出てくるものと出てこない場合があるわけですね。表面に出てこない場合に、いろいろとそうい

うのにも、とにかくいじめですけれども、暴力とか、そういうとではすぐに対処しているし、学校以外の協力もいただかなければならない場合もあるので、そういうのにも十分に今やっているということを言われました。なかなか不登校の要因を特定することは難しいと言われましたが、ここに一応参考までに、来年度から3カ年かけて取り組む事業のことで、ある新聞に載っていましたので、ちょっとこれを紹介していきたいと思います。

子供の非行や問題行動を防ぐには、地域や家庭の教育力を高めることが必要不可欠であります。こうした観点から文部科学省は、3カ年計画で子供の居場所づくり新プランを実施することになりました。大人が力を合わせ見守る役目、地域で子供を育てよう、学校を活動の場に、遊び、スポーツ、体験など、ボランティアの教育力を結集し、3年計画で文部科学省は来年度より子供の居場所づくり新プランを発表します。長崎、沖縄で起きた凶悪犯罪を初めとして、少年が加・被害者となる事件が続発しています。その背景の一つとして、子供の居場所がなくなったこと、そして、地域や家庭の教育力の低下が指摘されております。そこで、家庭、地域、学校が力を合わせて子供たちをはぐくむ機会や場所をつくり、多くの大人が子供とかかわりながら、ともに生き生きと成長していくことを目指して、この新プランがつくられました。

新プランの柱となるものは、地域子供教育推進事業であります。これは主に小学校の校庭や教室など、子供の活動拠点となる居場所として開放するものであります。放課後や週末などの一定時間、例えば、平日の4時から7時くらいまで、また、週末、土・日曜の午後2時から7時くらいまで、スポーツや文化活動など、さまざまな体験活動を繰り広げていきます。具体的には、想定される活動の例として見てみますと、校庭でベーゴマ、メンコなど昔ながらの遊びを楽しむ、また、絵画製作、楽器演奏などの文化活動に取り組む、野球やサッカーなどのスポーツをする、パソコンなどの操作を教え合う、ものづくり活動に取り組む等、これらの体験活動に地域の大人たちが指導ボランティアとして協力するのが新プランの特徴であります。何か特別な能力を持っていなくてもボランティアになれる、要は子供たちが安全に安心して遊べるように見守る役目でいいのです。大切なのは、地域の子供たちをともに育てていこうという情熱と積極性です。

来年度は全国で7,000の小学校に設ける予定で、さらに次年度は1万4,000校に広げ、3年目には全国への定着化を目指しています。すべての小・中学校生が対象です。市町村などの行政の役割も大きくなります。親に対して参加を呼びかけ、地域子供教育指導員となる地域人材の確保、登録を行い、登録された指導員を子供の居場所となる学校へ派遣します。また、問題行動を起こす児童・生徒への対応や不登校への対策も盛り込まれております。自分の居場所がどこにもないと感じていた、問題行動を起こした少年がよく口にする胸の思いです。心と体のよりどころとなる子供の居場所づくり、子供の自主性を大事にしながら、大人が総力を挙げて成功させていきたいものですが、このことについて何か見通しなど立てられ

ているのか、お聞かせください。

過日、行政視察の中で、実は長野県を訪問した折、ここの中でユニークな事業をされている山辺ドリーム大学というところを訪問してきましたけど、文教委員会の方ですね。その中で、ああ、すばらしいなというものが、やっぱりこういうことをしているところもあるんだなということが実はあったわけです。ここも地域とユニークな事業をされているので、この点はちょっと紹介していきたいと思います。

これは、一昨年(2019年)の6月に始まった山辺ドリーム大学というところですけども、生徒と一緒に地域住民が講師や学生として授業に参加する。今年度は、心やさしい福祉、囲碁、演劇など17学科が設けられたということで、設立のきっかけは、4年前の選択社会科の授業で、地元の農業について学ぶため朝市で野菜販売を体験した。農業は高齢化が深刻、次は高齢者問題を勉強したい。生徒の希望でお年寄りを訪ねたり、市の高齢者福祉課の職員を授業に招いたりもしたと。こんな重要な問題を多くの人に知ってもらいたい、地域の人たちと一緒に学ぶ大学をつくりたい、生徒の心が芽生えたと。

この構想を生かしたいと考えたのが小室先生という教頭先生ですけども、全クラスの代表を集め、話し合いを繰り返した。住民との意見交換のために開いた会議では、地域の人々から、中学生には無理だ、本来の学問に専念すべきだなど否定的な発言が続いたが、朝市で交流した農家の女性が、教室の中だけでは得られない体験、子供たちの夢を応援しようよと後押ししてくれたと。地域の支援に勇気づけられながら、生徒たちが中心になって開学準備を進め、全生徒へのアンケート結果をもとに学科を決め、講師と生徒を募集するピラをつかって学区内の家庭に配布し、開学式には163名の地域住民が参加したということです。

木の上に小屋をつくり、戦時中に使われた地下壕を見学したり、実践的でユニークな授業が話題になり、新聞やテレビでもたびたび報道されたと。思わぬ効果も生まれた。不登校だった3人の女子生徒が、大学で知り合った高齢者に励まされ、学校に通うようになった。「生徒たちは創造性の固まり。地域の人々とともに、その可能性を伸ばすことができました」と、教頭はこのように4年間の活動を語っておられました。直接、山辺ドリーム大学の小室先生に電話して聞いたお答えでございます。こういうことで、視察して、いいことだなと思いましたので、紹介させていただきました。

それから、アレルギーの件ですけども、これは学校では検査をして完璧にしています。ただ、2校があったけれども、これも対策でして、今はもうないということでは言われましたけれども、実は過日の佐賀新聞で、読まれたと思いますけど、学校で27%が基準値超と、超えているということで、シックスクール調査ということで載せられていました。換気の励行を呼びかけということで、県学校薬剤師会がということですけども、これは今答弁された中で、空気の入替え、換気を行っていますということで答弁をいただいたんですが、特に学校環境基準改定で、年1回の空気清浄度検査対象にホルムアルデヒドなど揮発性の4物質

が追加されたということで、県内で夏休みを利用して、高校や養護学校等の県立学校45校と小・中学校 181校で調査した結果が、ここに佐賀新聞に載せられているんですけども、高校など45校は県教委が専門業者に委託し、1校3カ所ずつ、計 135カ所を調査し、12カ所で基準値を上回ったということで、ここに載っています。

当市は、今答弁があって安心しましたけれども、特に数値が高かったのはホルムアルデヒドがほとんどで、中には基準値の3倍に近い箇所もあったと。そして、パソコン教室や特別教室が多いということも、ここに載っているわけですよ。普通教室もと言われたけど、やっぱり特にパソコンの教室ですね。このあたりももちろん調べられたと思うんですけども、そこでもやっぱり異常はなかったでしょうかね。なかなか換気といっても、パソコン教室の場合には空気の、冷房装置ですかね、冷房が入っているんですかね、あそこは。何か要するに、そういうところはされているんじゃないかと思うんですけども、この点はどうでしょうかね。

それからあと、保健センターでは、このアレルギーに対して、いろいろと乳幼児の相談を行っているということで今答弁されましたけれども、ぜひ相談体制の確立、これをやっぱりやっていただきたいと思います。今答弁されたけれども、以前には平成9年から10年に、アレルギー、アトピー性についての講演を開催されたこともありますし、また、母子健康推進員の研修の中でも取り上げられたこともあると聞いているわけですよ。ぜひ、この相談、そして、やっぱり特にアレルギー疾患患者の最大の悩みは、困ったとき、あるいは受診していても病状が好転しないときに、どこの病院のどの医師を受診すればよいのか、要するにセカンドオピニオンの確立ですか、わからないわけですね。その情報を住民に最も身近な自治体が提供する体制をつくる必要があるかと思っています。

そういうことで、例えば、学校においても、学校健診には何かアレルギーの検診はされているんですかね、学校では。そういうこと、それからまた、総合学習とか保健科目などを通して、アレルギーに対する理解を深めていく学習をするということも大事ではないかと思っています。そういうことで、これはもし行われていたらいいですけど、行われていなかったら、そういうふうにして再度お願いをしていきたいと思っています。

それから、前後したんですけど、出産祝い金ですね。これは御存じのとおり、塩田町では子供が3人になったとき1人につき30千円、それから、4人になったときまでは1人につき30千円、それから、3人になったときだから90千円ですね。4人になったときは30千円の120千円、そして、5人になったときには1人につき50千円、それから、7人以上になったときでも、そういうふうに条例化されています。それから、大町町では第1子が30千円、第2子が50千円、第3子が100千円、それと、あと150千円、200千円と条例化されているんですけども、そういうことで、16年度の次世代のあれで、何かいろいろそういう少子化対策の中で検討されていくということをさっき答弁いただいたんですけども、これは策定

作業に入って、こういうことも頭に入れておられながらつくっていくかと思うんですけども、ぜひ、近隣もやっていることだし、お願いしたい気持ちでいっぱいでございます。せっかく、さっきも言ったとおり、鹿島市も歯科健診もされているし、何とかここにもう一つ、1歳でも2歳でもいいから欲しいなという気持ちでいっぱいです。

そういうことで、2回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

出産育児一時金の、いわば現金払いということですが、これは実は前々回の協議会で、鹿島市に合わせるということで決定をしております。私自身、可能な限りサービスは高く、負担は低くと、もちろんこの基本路線に変わりはありませんが、これは全部が全部そうできるということではございませんで、いろいろなものと照らし合わせて決定をしていくということでもあります。合理性、あるいは利便性、あるいは時代に合うのか、時代性、あるいは事務取り扱い上どうなのかと、こういうものに照らし合わせて議論をしながら結論を出しております。

もう一つ、昨日でしたか、説明いたしました、太良町が今まで納税の前納報奨金を出しておりましたが、これは廃止をしたということもありますし、また、先ほどおっしゃいました第3子の出産祝い金制度、こういうものも合併協議の中で、ほかがどうなっているのか、やっぱりこれは我々もちょっと勉強してみなきゃいかんというふうに思いますが、痛みを伴うものは当然でございます。行政、あるいは議会、住民、あるいは太良町民、あるいは鹿島市民も、痛みを共有しながら合併をするという覚悟が必要かと思えます。合併問題については長期的視野、これはいみじくも吉田議員が昨日おっしゃいました、長期的な視野に立って、あるいは大局的な判断で考えていくべきであるというふうに思っております。

それから、第3子以上の出産祝い金ですが、これも一つは効果測定ができないんですね、なかなか。これがあるから、じゃあ、少子化対策になったと、こういう関連がなかなか見えてこない、あるいは第3子を産むか産まないかということで、この祝い金制度があるから産むと、結果的に産んだというふうになるのか、このあたりがなかなか見えてこない面がありまして、やっぱり少子化対策というのは総合的に考えていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

私の方から、アレルギーにつきましてお答えいたしたいと思えます。

議員が今おっしゃいましたように、健診というものは、すべてが絶対的なものでないとい

うことが言われております。それで、今保健センターでの実態でございますけど、健診を受ける場合は、いろんな健診を行っておりますが、問診の中で、そのことは保健師等からいろいろな面で助言をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

二つのことを引き合いに出されまして、私の所見をとということでありましたので、申し上げたいというふうに思います。

まず、文部科学省で16年度から概算要求で盛り込まれております、いわゆる子供の居場所づくり新プランですかね。議員が触れられましたように、地域の大人の力を結集して、いわゆる子供たちの多様な活動を可能にするために居場所づくりをどうするかという提言であろうかというふうに思います。このことは、特に学校週5日制が開始をされたのと時を同じくして、先ほど触れられましたような取り組みにつきましては、もう当市でも行っている面もあります。さらに、例えば、現在、生涯学習課の方で音頭を取り、あるいは推進をしております子供たちの応援団参上事業といいますか、こういうふうなものを含めまして、一層拡充を図りながら、いわゆる社会全体で子供を育てる基盤づくりとして、16年度以降へのビジョンを持ちながら進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、2点目の、これは長野県の山辺ドリーム大学ということで御紹介があったわけですが、ある先生との出会いでその学校が変わったということで、このことを私なりに感じたところがありました。いわゆる教職員というのは、転勤等でたまたまどこかの学校に赴任をするわけでありまして。必ずしも母校ということには限りません。しかし、着任した学校に、いかに愛着を持って、また使命感を持って職務に専念をするか、つまりその校区の一地域人に、その先生が感覚として、あるいは資質として持てるかどうか、この辺が非常に私自身考慮していく必要があると思いますし、教職員に対する私の思いでもあります。広く申しますと、やっぱりこういうことも、ドリーム大学ですか、ここでの取り組み、こういうふうなことも、先生との出会いを通して、あるいはいじめ、不登校等をなくす、いわゆる地域環境づくり、あるいは予防策として、これこそある意味、根本的な手だての一つでもあろうということで、よき提言をいただいたというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

2回目の質問にお答えいたします。

室内空気環境測定調査で、パソコン室、特別教室の結果はどうだったかということでございます。

ホルムアルデヒドにつきましては、基準値が1立方メートル当たり100マイクログラム以上だったらということで基準値があるわけですけど、鹿島市の検査結果でございます。すべての学校のパソコン室、特別教室を検査いたしております。結果につきましては、最低、一番少ない学校で10マイクログラム、多いところで80マイクログラム、平均的に40から50という数字が調査結果は出ております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

以上で4番議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

午前11時6分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

6番山口瑞枝でございます。通告いたしました件について、一般質問をさせていただきます。

私は、4点について通告をいたしております。まず1点目は、子供関連施策の一元化についてでございます。2点目、学校図書館の有効活用への取り組みについてでございます。3点目、完全学校週5日制への対応、4番目に観光施策について、この4点について順次質問をまいります。

まず、1点目の子供関連施策の一元化についてでございます。

縦割り行政の解消策として、教育、医療、福祉の連携について。

現在、児童の虐待や不登校など、子供を取り巻く問題が深刻化しております。このことからしても、教育、医療、福祉の連携が叫ばれていると思っております。しかし、学校に関することは教育委員会、子育てに関しては福祉担当分野に分かれるなど、縦割りに行政が壁になっているという指摘も少なくないようです。本市におきましても、この縦割りの中で施策が展開されており、さきに述べました児童虐待や不登校などの問題についての対応、相談窓口が混乱している状況があるという声が聞かれております。

ことし7月に制定されました次世代育成支援対策推進法に基づいて、各自治体で子供の行動計画の策定が進められております。先ほどの水頭議員の質問の中にもありました。これは、総合的な子供施策を展開しようと、総合条例づくりや組織の改編などの縦割りの行政の解消

策を探る、そういう自治体もあらわれているというようなことも聞いております。本市において育児相談が増大する中、子育て支援計画、つまりエンゼルプランが策定されております。このエンゼルプランの実現に向けて、保健、医療、福祉、教育の諸施策の連携、また、一元化は重要な課題だと思っております。

本市において、これまで不登校の相談は教育相談で対応、児童虐待やいじめなど権利侵害から子供を擁護するのは福祉分野、子供が企画運営にかかわる事業は市長部局、子供の健康、医療に関することは保険健康課と、縦割りの中での対応です。例えば、不登校相談は教育相談として対応されておりますが、中には学校の人には話したくないという場合もあるということです。そこで、本市における相談機能の一元化についてのお尋ねということになります。

福祉分野にとって権利擁護は中心テーマで、子供の権利に取り組むのは当然と言えますが、教育分野では、成長途上にある者が権利を主張することに今でも強い抵抗感があり、このことは教育委員会が動き出せば、子供の権利実現に総合的に取り組めると言われてもおります。福祉領域では、多くが就学前の事業で、子供たちをカバーする期間が短く、児童館なども8歳までで、カバーするには生涯学習課を所管する教育委員会との連携が欠かせないと言われております。また、子供から大人への移行期の行政施策の位置づけが弱かったことが、地域に若者がいなくなった一因であるとも言われ、次世代事業のポイントでもあります。福祉に比べ、教育は地方分権が進んでいないことが決定的な違いであるという指摘もあります。専門性を保ちながら、子供関連施策の総合化を図るための予算要求や事業計画などで、各部署の施策を調整する仕組みを常に持つことが重要と考えますが、御所見をお伺いしたいと思います。

次に、2点目の学校図書館の有効活用への取り組みについてでございます。

まず、司書教諭や学校図書館が抱える問題について。

総合的な学習時間が施行され、今まで書庫となっていた学校図書館が調べ学習で活用される場になったと言われております。しかし、学校図書館では、調べ学習の課題に対応できるだけの資料を所蔵し切れていないという現状もあると思います。近年、インターネットの普及によって調べ学習が進められている状況もあります。

今年度から、12学級以上の学校には司書教諭の配置が義務づけられ、本市でも司書教諭、司書補が配置されておりますが、この役割をどのようにとらえられているのでしょうか。私が持っている知識といたしまして、司書教諭は専任として配置されているわけではないため、図書館担当の教諭として公務や教科指導を兼任している。このことから、図書室に常駐できない状況があると聞いております。図書室が授業で使われる際、担当の教諭とチームミーティング式で、利用指導や調べ学習のサポートを行っているということですが、授業以外でも、いつでも図書室に人が常駐するということは、児童・生徒たちの日常的な調べ学習や読書活

動を支援するために、これも重要であり、市長は常駐についてどのような見解を持っておられるかもお尋ねいたします。

司書教諭が図書館の利用教育、情報教育を意識的に活動できれば、児童や生徒のほか、教諭も学校図書館を利用する内容がすべて変わってくるのではと思っております。調べ学習などに必要とされる情報教育は、本来インターネットの活用だけでなく、学校図書館を中心に周辺の公共施設や公共図書館との連携により、資料・情報収集を行うことも重要だと考えます。本市の学校図書館と公立図書館との連携は、どのように行われているのでしょうか。学校図書館は公立図書館と役割が異なるので、学校図書館に足りない資料を公共図書館に求め、公共図書館で学んだ内容を学校図書館で確認するといった一連の学習が行われるよう、調べ学習や体験学習の基礎を学ぶ場として機能させるべきだと考えております。

また、学校図書館における読書活動は、情操教育を担うという側面も大きく、本市でも読み聞かせや読書の時間が設けられております。これからの学校図書館は、調べて楽しいことを知るという新たな役割を持ち、豊かな感性、確かな知性を育成し、夢をはぐくむ図書館として機能することが望まれます。学校図書館の位置づけをどのようにとらえられているのかをお伺いいたします。

次に3点目、完全学校週5日制への対応についての質問です。

まず、学校、家庭、地域との連携は十分に機能しているのでしょうか。平成14年度から完全学校週5日制がスタートしました。この件については何度か質問をしておりますが、主な対応について学校、家庭、地域の連携が機能しているかをお伺いいたします。

まず、私は教育長のお考えをお聞きしたいと思います。週5日制は、ゆとりある生活の中で生きる力をはぐくもうというものです。新学習指導要領の導入とともに、学力の低下を懸念する声が広がり、土曜、日曜日に保護者がいなくなった対応など、地域社会での、先ほども水頭議員の方からありました、居場所づくりが最も必要となってきております。先ほど御答弁もいただいておりますが、この居場所づくりが最大の課題じゃないかと思っております。

まず、教育長にお伺いをしたいのは、ゆとりある生活というのはどういう生活を思われているのか。現実的に考えてみても、今の世の中の情勢は、ゆとりある生活を望んではいるものの、ゆとりある生活水準にはないのではと思っております。もちろん、そんな中でも心にゆとりを持つことが望まれておりますけれども、これがかけ声だけで先行し、対応が後手になっているというふうに私は感じております。5日制になったことにより、ゆとりどころか、かえって不安が大きくなっているようです。それは、言われております学校、家庭、地域の児童・生徒に対する対策が十分に整っていないのではということです。学童保育については、小学校すべてに対応することが必要であるとも考えております。本市の状況はいかがでしょうか。

社会全体が学校の完全週5日制に対応する仕組みがまだ不十分だということです。一つには、家庭で生計を立てる保護者が週2日制をとれているかということです。企業や会社が週休2日制の導入をすることにより、働きずくめで子供たちと向き合う時間がなくなったことなどの弊害により、家庭教育力の低下が言われる中で、週2日で、ゆとりある家庭生活で子供を育て社会へ送り出すという目的があるにもかかわらず、現実はその状況にないと思っております。本市においても、週休2日制の企業や会社に勤務する家庭はどれほどでしょうか。1次産業、2次産業にしても、厳しい経済情勢の中、土・日曜日に保護者のいない家庭への対応が問題になってきます。つまり、地域社会での子供の、先ほども申しました居場所づくりが最大のポイントとなってまいります。家庭や地域の中で子供たちの育成を図り、子供たちが魅力ある体験やスポーツなどを通して健全に育成されるような事業の推進なども行われておりますが、本市の状況をお伺いいたします。

また、子供たちの教育については、もはや学校だけでなく、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を分担して、相互に連携を組んでやらないと、子供の教育はできないとも言われております。本市において、この連携をどのように図っておられるのか、また、今後どのように図っていかれるのかをお尋ねいたします。

また、学校と保護者の地域との情報交換についてどのようにされているのでしょうか。特に、学校と児童・生徒のいない世帯での情報がどうも薄いように思います。開かれた学校づくりとは、学校と地域との情報交換は重要と思いますが、学校行事等に地域住民が参加できるのもあると思います。見解をお伺いいたします。

それから、学校5日制に伴って、教職員の研修、相談体制についてもお尋ねをいたします。

今、いろんな報道でもありますように、教職員の問題行動、モラルの低下、欠如が言われております。子供に教えるためには、教職員にとって研修は必要不可欠なものでありますが、5日制になって、これまでは普通日に行われていた研修が夏休みに集中して行われるようになったと聞いております。夏休みには、今まではいろいろな研修や行事があつて忙しかったというのが、むしろ普通日より多忙になった状況が生まれていると聞いております。また、同じ学校で教職員同士が悩みを出し合ったり、子供の情報を交換し合う相談体制も大切だと考えますが、そこで、この教職員の研修と健康相談、生活上、指導上の相談体制はどのようになっているのでしょうか。市独自の教職員の相談窓口はあるのでしょうか。以上について質問をいたします。御答弁をお願いいたします。

次に4点目、観光施策についてでございます。

本市の観光施策については、第4次総合計画の中で、一つには、祐徳神社を初め酒蔵通りなど歴史的遺産を見学する観光と、有明海の干潟体験や多良岳山系でのキャンプや登山などを体験する観光が明記されております。中でも、14項目の主要施策が掲げられておりますが、私は4点の中から質問をしていきたいと思っております。

この主要施策の中で、一つには、健康とゆとりの森、自然の館、奥平谷キャンプ場、中木庭ダムなどを生かした山間地観光の開発、二つ目に、有明海の漁業、産業間の連携による産業観光の推進及び体験型観光の開発、3点目に、鹿島らしい民宿や第1次産業とタイアップした宿泊施設の確保、4点目に、回遊性を図るための観光コースの設定、サイン計画及び観光マップの策定、これらのほかにもまだ10項目の主要施策が上げられておりますが、今申し上げました、特にピックアップして言うておりますけれども、これらの施策を展開する上での次の質問をしていきたいと思っております。

まず一つ目は、新名所の発掘についてです。

市内の主な観光名所は、当市の発行する観光パンフレット、ガイドブックにも記載されているところです。この名所旧跡が歴史、文化としての名所にとどまらず、新しいアイデアによりスタイルを変え、新しい顔の名所としてクローズアップする動きが出てきています。その一つに、もう皆さんも行かれたと思っておりますけれども、鍋島家の菩提寺であります、かつては日本一のキンモクセイのあるお寺として紹介され、歴史と文化の薫り高い普明寺であります。11月に行われました竹灯籠祭りは幻想的で、晩秋のもみじの中にライトアップされた竹明かりの中、普明寺の今までの印象を払拭するすばらしい景観であり、感動の声が上がったと聞いております。観光協会長の話では、今後はこの竹明かりを九州3大竹明かりとしてPRをし、新名所として発信したいということでした。そのほかにも現名所が見方、あるいは使い方によっては、新しい顔の名所となり得る要素があるところが数多く存在するとも考えます。生かし方、創意工夫だと思っております。

近年、ハイキング、ウォーキングといった、自然を散策し心をいやし、今で言われますマイナスイオンを求める人たちもふえているというところです。山歩きによってさまざまな発見をし、時には思いも寄らぬ自然の景勝に出会うこともあります。これも先日、テレビで紹介されました浜川の上流、源流に近いところに幻の滝というのがあるということで、幻の滝の件です。場所的には、幻ということでございますので、興味があっても、正式なルートは示されておりませんので、ルートがございません。当然、テレビによって紹介されれば、隠れた名所として脚光を浴びるはずですが、こうした新しい景勝地の取り扱い方についての当局の見解もお伺いをいたします。

2点目に、観光案内図とルートの安全表示についてでございます。

本市における観光案内図、パンフレット等は、どれくらいのサイクルで更新、あるいは書きかえがなされているのでしょうか。また、案内図に表示されている以上は、特に山系の部分のハイキングコースの安全表示を確認されることは重要だと思います。と申しますのは、昨日、パンフレットの中にあります岩屋観音の方に行きたいということで、ある方が行かれましたけれども、それはコース図にはポイントだけが載っております。その中で、そこに行くところで大変間違われたということで、こんな道に行くのだろうかというようなコースに

入ってしまったということで、表示がちょっとなかったというような、おしかりというか、そういうのも受けております。ということで、安全表示、あるいはコース図の確認ということで、次の周辺整備と検証についてお尋ねをいたします。

こういった特に山系、山間部にある名所というのは、こういうところの名所、観光地になれば、やはり駐車場の確保、また、道なき道へ入り込むというような場合も想定されます。少なくとも、わかりにくいところ、分岐点表示については年に1度、あるいはそういう時間がないとおっしゃればそれまでですけれども、とにかく安全な表示のためにも検証をし、そして整備をしていく必要があると思っております。当市でも、ボランティアに登録された観光ガイド、あるいは歴史、文化に詳しい専門員の方もおられると思いますので、そのほかにも地元の方々の協力を得て整備や検証等を行っていただきたいと思いますので、御所見をいただきます。

次に4点目、最後になりますけれども、体験農漁業と観光ということでございます。

この件につきましては昨日も、一昨日ですか、3番議員の福井議員の方からも、グリーンツーリズムということで質問もあっていたようです。私も以前に、体験農業、農と観光ということで質問をしております。その答弁で、私がきょう言おうとしたことは一部了解をできましたので、ちょっと視点を変えてお尋ねしたいと思います。

私も農業、あるいはそういった田舎を紹介するのには、鹿島市は最適な場所だと思っております。市長も常々言われております大いなる田舎、この言葉には、大いなる田舎の鹿島のファンクラブの会員をふやすような施策も必要だということです。つまり、作付から収穫、食するまでの一連の農業体験。この食するというのは郷土料理、これは郷土料理をつくって与えるということではなくて、自分で生産から収穫までを体験したこと、そのできたものを食することは、自分でつくって食べる。その地方に伝わるものを教えていただいて、食して食べる、こういうふうな体験農業もこれから必要じゃないかというふうに思っております。

そこで、お尋ねでございますけれども、今、鹿島市内には休耕田、あるいは荒廃園というのがたくさんございます。そんな中で、休耕田ということは、水田を利用した、こういう利用をしていただく、あるいは貸し付けるということについては、土地、水田利用、あるいはいろんな生産調整の面から、そういう水田を貸して観光に利用するというような場合に、法的な問題、制限が出てくるのか、規制がかけられるのかという点でお尋ねをいたします。

荒廃園につきましては、一部聞きましたら、山は、田よりも田畑はいいですよ、やりやすいですよというようなこともお聞きをしております。テレビで皆さん御存じだと思いますけれども、「DASH村」というのがあります。やはり鹿島にも、こういった荒廃田、荒廃地を利用した、そういう開墾をして、そうした農業や、あるいは田舎の暮らしを体験するというふうなことへの取り組み、これからはこういった、グリーンツーリズムじゃございませ

んけれども、それに似通った、そういうふうな観光施策、体験型観光に力を入れる施策も必要になってくると思いますので、そのあたりのことで御答弁をいただきたいと思っております。

以上、1回目の質問を終わります。答弁は12時までをお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

矢野市民部長。

○市民部長（矢野 正君）

1点目の子供関連施策の一元化について、相互の教育、医療、福祉の連携についてお答えをいたします。

今、いろんな多くの方々が多く議論を、この縦割り行政については交わされているところでございます。私自身は、縦割りは守っていくべきだと。このような中で、問題は各種施策をいろんな形で、いろんなシチュエーションにおいて、そういう場面で、どういった形で横のラインを引いていくのか、ここが一番肝要だと、このように考えているところでございます。例えば、第4次総合計画につきましても、それぞれ五つのまちづくり、大綱のですね、カテゴリーごとに分けております。そこに、さらに八つのプロジェクトも組んでおります。こういった中にも、その精神は連携、横のラインということも想定をし、縦と横、縦横に、ある意味では弾力的に、あるときには強固に、こういうことを想定しながら組んでおるところでございます。

もう一つは、具体的な部分といたしましては、先ほど言っております次世代育成の支援対策、これは先般の国会で成立をし、各自治体が今取り組みを開始しました。国は、これは10年の時限立法で想定をいたしております。その初年度が15年度でございます、さきの定例会でも補正をお願いしたところでございますが、まずはニーズ調査から始め、16年度じゅうに具体的な行動計画を策定する。この中で、いろんな議論が交わされていく。ここはもちろん庁内的な関係各課と、あるいは民間の関係団体、あるいは多くの住民の方の意見を聞く、こういう形で今準備を進めているところでございます。

さらには、教育委員会におかれましては、今、指導主事の先生が取り組んでおられます鹿島市の障害のある子供のための教育相談関係、こういった事業の連絡協議会も発足をされております。この中には、もちろん教育、福祉、医療、こういった関係の、それぞれのテリトリーごとに連携を組み合わせながら各関係職員を配置し、そのスタッフの一員として今頑張っているところでもございます。

さらには、いろんな形で、家庭相談員の中で、今お二人が活躍をいただいておりますが、特に今社会的に問題になっていきます児童虐待、さらには不登校の問題、ここらについて、児童虐待の兆候のある子供たち、その保護者については、さまざまな機関から通報されるように広報いたしているところでございます。とりわけ保育園、あるいは学校との連携を密に

していきながら、即刻に対応してまいりたい、こういった形で考えているところでございます。

不登校の問題は、さまざまなケースが考えられますが、福祉の面におきましては、保護者の養育力、あるいは経済力等々がその主な原因と、このように今考えているところでございまして、そのようなケースにつきましては、学校、担当の民生児童委員、さらには主任児童委員、こういった関係者が集まりまして対応を協議しながら、それぞれの立場で、できることを確認しながら、必要に応じて行政措置や、あるいは保護者への指導、助言、こういったものを行っているところでございます。

なお、不登校の児童・生徒の中には非行性のある子供も確かにおりますが、そういった形で、児童相談所、警察等とも連携をしていきながら、できる限り初期の段階、あるいはまた未然に防ぐことを、そういった方法を取り込みながら頑張っているところでもございます。

そういった中で、連携、特にこの中で、今ありました調整する仕組み等を常に持つことが重要だというふうにおっしゃっています。確かに、そうでございます。調整会議は各部間ごとにも会議を開きながら、予算面も含めて議論を交わしている、そういう状況でございます。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

山口議員にお答えします。私の方から2点ほどお答えしたいと思います。

1点目が学校図書館の有効活用の取り組みについて、司書教諭や学校図書館が抱える問題点は、2点目が完全学校週5日制の対応についてお答えいたします。

まず最初に、学校図書館法の改正によりまして、平成15年度から、12学級以上ある学校に司書教諭の配置が義務づけられております。このことによりまして、鹿島市におきましても、鹿島小、明倫小、能古見小学校の3小学校並びに西部、東部の両中学校に司書教諭を配置いたしております。司書教諭の任用については、司書教諭としての有資格者であり、教諭をもって充てることになっておりまして、しかし、御指摘のように、専任制ではございませんので、学級担任、もしくは教科担任などの教務兼務ということになっております。

それでは、御質問が4点ほどあったと思いますけど、それぞれお答えいたします。

まず、学校図書館の位置づけでございます。

学校図書館は、学校教育に欠くことのできない役割を果たしているという認識に立ち、学校教育活動全般を資料面から支えるものとして、図書や視聴覚教材、その他の学校教育に必要な資料を収集、整理、保存いたしております。これらを生徒や教師に利用を提供していくものであります。このことによりまして学校図書館は、みずから考え、主体的に判断し行動できる資質や能力を持った子供を育成すること、つまりは生きる力をはぐくむ場としての

位置づけをいたしております。

2点目の司書教諭と司書補の役割についてでございます。

司書教諭は、学校図書館の専門的職務を担当し、学校図書館の活用や読書指導について、学校における中心的な役割を担うものであります。しかしながら、先ほど申し上げましたように、司書教諭は教諭をもって充てるとなっておりまして、学級担任などと兼務となっておりまして、授業時数の軽減などを行うなどにより専任化するというのは、対応は今現在は不可能であります。そのためには、司書補との連携のもとに図書館の運営に当たることが必要となってまいります。役割といたしましては、司書教諭が立てた図書館の運営についての方針、計画や読書活動のための方策等について、図書館を活用しやすいような環境づくりのために司書補に整備を指示するなど、図書館活用サポーターとしての支援をするなどの分担が求められております。一言で申し上げますと、企画者としての司書教諭、実務者としての司書補の業務分担化と連携、共同化ということで、両方が求められる状況であります。

司書教諭の常駐についてお答えいたします。

司書教諭がその専門性を生かし、専任という形で学校図書館業務に従事することが望ましいものでありますけど、そのためには教員等の加配等の措置を講じていただく必要があります。しかし、現在の財政状況では、県費負担の教職員の加配は大変厳しいものと認識をいたしております。

最後になりますけど、学校図書館と市民図書館の連携について申し上げます。

学校では、学習計画に応じまして、その不足した図書類や視聴覚資料につきまして、市民図書館で実施をいたしております団体貸し出し制度を活用いたしております。団体貸し出し制度は、1回最大200冊、期間は約一月間で、これまで1年間に約3,000冊程度の貸し出しがっております。また、市民図書館が新たに購入いたしました図書や市民図書館が薦めの本などにつきましても、情報を受けるようになっております。今後とも、図書館業務の効率化や、より高度なサービスの提供等につきましても、交流とか研修の場を設定していくことが必要と考えております。

完全学校週5日制の対応ということで、児童・生徒のいない家庭との連携は図られているか、情報交換はなされているかという御質問でございます。

完全学校週5日制の導入によりまして、子供たちの活動の場が学校から地域へという時間がふえております。このことによりまして学校では、子供に対し生活面の指導を行うとともに、各学校の学校だよりなどを通じまして、学校での催し物などの行事、子供たちの話題に関することなどの情報をお知らせし、地域の皆さんに理解と協力をお願いいたしております。また、開かれた学校づくりといたしまして、学校の行事やフリー授業参観日に、地域の方々に気軽に学校に足を運んでいただき、子供たちの学校生活の様子などを直接間近に見ていただいて、理解を深めてもらっております。

児童・生徒のいない家庭への子供に関する情報の提供につきましては、学校日より、学習日よりなどのニュースを全地区民に配布いたしております、この全地区に配布という校区は、今のところ能古見小学校、北鹿島小学校、七浦小学校でございます。また、回覧は明倫小学校、浜小学校、古枝小学校で実施しておりますけど、その学校でのニュースをお知らせいたしております、できるだけ地域の子供の生活の様子などについて関心を持っていただきたいと願っております。このほか、民生児童委員、学校評議員の方々を通じまして、運動会や体育会、学習発表会や文化祭の見学にお越しいただくような御案内の体制をとっております。子供たちの育成のためには、地域の方々の協力を今後ともぜひお願いしたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

今の次長の答弁の中で、情報の地域への配布の中で、鹿島小学校も加えていただくようお願いいたします。

私の方に3点、大変厳しい御質問がありましたので、そのことについて触れさせていただきます。

まず1点目、ゆとりある生活とはということですが、二つの側面から申し上げまして、一つは、学校教育の中では、例えば授業時数とか内容の削減によりまして、いわゆる子供たちが興味、関心を持って取り組めるようなことがふえてきた、あるいは、なかなかふだんはできない作業の時間とか体験的な活動の時間がふえたことによって、いわゆるゆとりというのが活用されているというふうに思います。もう一つの側面は、学校に拘束をされていた分が、最も安らげる居場所である家庭に子供たちが返されて、いわゆるそこでの生活時間が多くなる、長くなったということだと思えます。つまり心身ともに、いわゆる子供たちにとってのゆとりにつながる環境づくりがされたというのが、学校週5日制の大きな趣旨であろうというふうに思います。

二つ目の教職員の研修が夏休みに集中していないかということですね。確かに、そういう点はあります。つまり平日は、先生方は授業があるわけですね。自分の校務分掌を持っておられるわけですから、第一義的に、子供たちに最も支障がない状況というのが望ましいわけでありまして、そういう意味では、長期の休業中に研修がされることの方が教員の職務の本質からして、むしろ望ましいことかというふうに私は思います。

3点目の教職員に対する相談、どのようになっているかといいますと、学校においては、まずは校長というのは職員の服務監督権者であるわけですから、その中の職務の一つとして、まず、そういう役割を校長そのものが担っております。また、いつかもお答え申し上げたと思えますが、セクハラ等に対して各学校では、だれかを相談窓口にするように、ちゃん

としております。そういう体制をどの学校もとっております。また、今配置をしておりますスクールカウンセラー、アドバイザー、心の教室相談員等は、これは子供たちだけの相談じゃなくて、保護者も教職員もいいわけですね。事実、先生方も相談をなさっておりますから、そういう対応もしております。もちろん教育委員会も、校長を通して実態の把握にも努めておりますし、場合によっては相談者の立場で対応するということもあるというふうに思っています。

以上です。

○議長（小池幸照君）

北御門商工観光課長。

○商工観光課長（北御門敏則君）

山口議員にお答えいたします。

私の方からは、新名所の発掘、観光案内図とルートの安全表示、その施設の周辺整備と検証、この3点についてお答えをいたします。

現在、鹿島市では、御存じのように、こういう観光ガイドブックを作成いたしておりますけれども、このガイドブックには、市内の主な観光名所と言われるところ、それからまた、主なイベント等を簡単な説明をあわせて紹介いたしております。これで主に鹿島市の観光PRをさせていただいております。そしてまた、これを補完するものとして、ことし新しくこういうふうな観光マップを作成いたしたところですが、これにつきましては、観光地までの道順、それから先ほど申されましたハイキング、それからウオーキング等の散策コースを幾つかモデルとして紹介して、これも利用をいただいているところです。これらに紹介している観光地等につきましては、先ほど申されましたように、新名所と言われるところとか、また、そういうものについては時として変わっていくとか、新しく生まれるイベント等もありますので、できるだけ短い期間で更新するような形で、製作枚数等については考慮しながら対応しているところです。

ちなみに、ことしつくりました観光マップにつきましては、5,000枚ということをつくっておりますけれども、もう既に市内のガソリンスタンド、それからコンビニ、タクシー会社等々にお配りをして、PRをさせていただくようにしております、もうあと残り1,000枚ちょっとという形で、来年ぐらいまでには多分十分に、また新しく更新しなければならないのかなというふうに思っております。

それから、先ほど具体的な例といたしまして普明寺についても言われましたけれども、普明寺については、これまでも鍋島家の菩提寺としてガイドブック等にも紹介をしてきたわけですが、今後はこれとあわせて、先ほど紹介いただきました竹明かりについても、今後定着をしていくということであれば、そういうものについても掲載をしながら、普明寺の説明を加えながら、ガイドブック等に載せていく必要があるだろうなというふうに思っております。

ます。

それから、幻の滝についてもですけれども、幻のままでもいいのか、このままがいいのか、それとも、新名所としてPRをしていった方がよいのかについては、関係者の方々と十分に協議をしながらやっていく必要があると思っておりますので、そういう方々の今後御意見をお伺いしながらやっていきたいというふうに思っております。

次に、観光案内図とルート及安全表示、また、周辺整備と検証の2点については関連をしておりますので、まとめて答弁をさせていただきます。

まず、観光案内図につきましては、先ほど申しましたように、ことし作成をしたわけですが、この観光案内図、観光マップですけれども、これに紹介しているところについては、この作成をする時点で、ルート及安全表示、それから時間相当については確認をいたしておるところですが、最初つくったときだけ確認をして、後ほったらかしということはいけませんので、今後はできれば、1年ごとというお約束はできませんけれども、2年ないし3年ごとには、必ず安全点検等には努めていきたいというふうに思っております。

それから、岩屋山の件で具体的に申されましたけれども、これについては確認をいたしまして、これも関係者の方と協議をして対処していきたいというふうに思っております。

それからまた、最後ですけれども、ルート及安全表示や案内板については、そこがどのような場所なのかによっても違ってくると思いますので、所有者等関係者の方々と協議をしながら、今後ケース・バイ・ケースで対応をしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

私の方からは、貸し農園、市民農園という部分での問い合わせでございましたので、この辺の制度について若干お伝えしたいと思います。

まず、貸し農園という立場でいきますと、今一般的に言われています市民農園あたりが当たるかなというふうに思いますが、これは特定農地貸し付け法による開設ということになりまして、開設は地方公共団体やJAあたりが主体的に取り組みをするということになります。これは、各農家から農地を借り受けて、市民農園として利用者に貸し付ける。1区画が10アール、1,000平米、1反未満の貸し付け面積であることということと、5年を超えない期間で貸し付けるということで、これは農業委員会の承認を受けるというふうになっています。それから、この貸し付けに当たり要件がございまして、1人当たり10アール、1反未満の貸し付け面積であること、それから期間は、先ほど言いました5年未満ということですが、

それで営利目的で耕作される部分には農作物は栽培しないということで、一定の条件が付されています。これは相当数の人数に対して貸し付けができるということです。

それからもう一つは、農業の体験による取り組みということになってきますけれども、これは農業者による農園利用方式での開設ということであります。ひょっとしたら、この部分が先ほど議員申されました部分に当たるんじゃないかなと思いますけれども、農業者自身が市民農園の開設というような形で、農作業の場を提供するということですので、個人に貸し付けはできません。そういうことで、農産物を栽培する過程を体験していただくということでの方向になってきます。

それで、ここで一つあるのは、畑地については、今鹿島市でも廃園対策あたりでも取り組んでおりますので、当然これはこういう形で検討しなければならないというふうに思いますが、ひとつ水田につきましては、今、米の政策大綱が大きく変わりつつあります。こういう中で、特にまた一つは生産調整がかかっておりますので、つくられない面積について貸し付けでつくるとするのは当然できないことでもあります。そういうことで、米については、ちょっともうしばらく様子を見ていただいて、自分が農作業する部分に手伝っていただくというのは結構と思いますけれども、貸し付けてというのは、これは市民農園になりますが、ちょっと今のところできないという形になります。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の開始を13時10分から行います。

午後0時4分 休憩

午後1時8分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、6番議員の一般質問を続けます。6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

午前中に引き続き、2回目の質問をさせていただきます。

最初の子供関連の施策の一元化については矢野部長の方から答弁をいただいておりますが、やはり縦割り行政の中でのこういった子供に関する施策というものは、縦、横の連携をとってやるというのが本筋であろうと思いますので、この縦割り行政ということで、私は2回で質問を終わりますので、最後に市長からの御所見もいただきたいと思っております。

この中で、エンゼルプランについても話をいたしましたけれども、当市で行われているエンゼルプランというものが子供関連の施策の中では、やはり教育委員会、あるいは保険健康課、医療福祉というふうな面で、このプランを立てるときにもいろんな意見聴取をされて、当市のエンゼルプランができ上がっているとは思っております。

このエンゼルプランは、今回皆さんも見られたと思いますけれども、佐賀新聞の方に「さ

がエンゼルプラン」ということで施策が載っております。佐賀の子育て支援ということで整備計画がさがエンゼルプランとして発表をされております。取り組みをされております。これは一昨日も1番の徳村議員の方も関心の話題として、医療のことでよく質問をされておりますけれども、小児医療、それから地域医療ということで、この体制が十分でないということ、このエンゼルプランの中でも佐賀県の方も医療体制の充実を図るといようなことも言われております。仕事と子育ての両立を支援するためということでエンゼルプランというのができておまして、保育所での低年齢児を受け入れるための延長保育、それから休日保育、そしてもう一つ、今話題になっております病気回復期に預かる病後児保育などのサービスというのがこれからも大切になってくとも思っております。

病後児保育というのは、病気回復期に保育所へ登園をさせるまでの間、病院などに併設されている専用の施設で一時的に学校に就学するまでの子供を預かるものといようなことでこういう施策もとられております。

医療と育児をサポートする小児医療体制、この充実に向けての取り組みを県の方でもやっていらっしゃると思いますので、本市としてもこういう医療体制、そして、育児に対する医療と育児というのをサポートするということで、エンゼルプランの中にもこれからも取り組みをされていくと思っております。これも急速に進めなければならない施策の一つだと思っております。

こういう子育て支援に関する各種事業の情報を一元化して、利用者の相談に応じやすい情報、あるいは情報提供や利用者の援助を行うといような子育て支援総合コーディネーターというのも次世代事業の中に取り組むようされていくと思いますので、そのあたりはさらに、いろんな施策を実施、執行に当たっては、行政というのは市民のニーズに満足にこたえられて、税のむだ遣いと言われぬような事業を推進されることが必要と思っております。縦割り行政の中で、関連する事業については十分な連携、それから調整、意見の聴取は、各それぞれの部局、あるいは職員、市民の意見も十分に反映されて、こういう施策が遂行されることを望んでおりますので、この件については市長の御所見をいただきたいと思っております。

それから、2点目の学校図書館の有効利用の取り組みについてですけれども、やはり財政の面から司書を、専任を常駐させるといようなことは、まず到底無理だろう、考えとしてはないといようなことでございますけれども、これからはやはり情報を共有しながら、いろんなところと学校図書館を中心にした利活用というのは、情報教育、いろんなものを、調べ学習の上では常駐させることも考えていただくようなことになるかと思っております。

そして、ちょっと聞き忘れたんですけれども、図書館にパソコンを設置されている学校があるのかどうか、図書館へパソコンを置くといような計画はないのか、これもお尋ねをしたいと思います。

それから、学校週5日制の件でございますけれども、これは何度となく、このことに対しては対応策ということでお尋ねをしております。十分に5日制については、地域、家庭、学校と、それぞれの役割分担の中で子供たちの居場所づくりを今後も考えて、今も一部はそういう施策をしてあるということでございますので、さらに連携をして、私たちが子供たちをしっかりと見詰めていきたいと思っております。

ちょっと私、この5日制になってから、今少子化、少子化と、子供がいないということですから、何か土日ですね、子供を逆に見なくなったんですけれども、この子供たちはどうやってどこに行っているのでしょうか。例えば、以前は土曜日は学校では部活、あるいは社会スポーツは土曜日、日曜日は余りやらないようにというようなこともあったと思っておりますけれども、今どこに子供たちがいるのかなというふうなことも感じておりますので、例えば、地域で行事、いろんなことがあるというときには、青少年育成会議、あるいはそういったところでは子供たちを参加させて地区のお祭り事、あるいは行事に参加をさせてということでは子供は見るんですけれども、どこに行ったのかなと、家の中に何人かで閉じこもっているのかなというふうなことも考えております。どこに行ったとお思いでしょうか。どなたに聞いたらわかるかなということですから。

そういうふうな子供が少ない中で、子供がいる場所、いない場所というのが何か決まってくるような感じもしておりますので、そこらあたりも私たちが、先日もおっしゃってました地域のおじさん、おばさんで見守るというようなこともあっておりますので、できるだけ子供が目につくように私たちも見守っていききたいというふうに思っております。

それから、観光施策については、中橋課長の方から御答弁をいただきました。やはり生産調整ということがございますので、農地を貸して、そこで生産から食するまでの体験を提供するには土地の持ち主ですね、そういう方々の受け入れの問題もあるだろうしということもございます。これからはやはり荒廃田、荒廃地が鹿島市も相当多く広がっているようございますので、「DASH村」ということを言いましたら、「DASH村」を知らない人もいらっしゃるんだということでもございましたけれども、やはり開拓から、新しく荒れた地を開拓して、そして一つの条件のそろそろうようなところであれば生産ができるような、そして一つの小さな村でもいいですから、鹿島市鹿島村というようなそういうところができるような条件がそろえば、そういうこともこれからは必要になってくるんじゃないかというふうな感じがいたしております。

いずれにしても、本当に施策を遂行する上では連携というのは、どこの部署でもと思えます。どんな施策でも縦、横の連携というのは必要と思っておりますので、そういうことで今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

学校図書館のパソコンの設置状況でございます。

現在のところ、鹿島市内の小・中学校にはパソコンは設置しておりません。先ほどの答弁の中で、学校図書館は必要な情報の収集、選択、活用場として、情報センターとして位置づけており、今後、パソコン、インターネットの設置につきましては検討させていただきます。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

一つは、司書教諭の専任化ですね。これは、学校図書館の専門的な職務をつかさどるといえるのが司書教諭の主な役割ですけれども、例えば、教務主任とか、学年主任とか、これは校務分掌なんですけど、こういうものと同じように、司書の資格を持った教諭をこれに充てる、つまり学校の先生の中から司書教諭を、だれかを選定するということになっているわけですね。これを専任化するということになると別枠でということになると思いますけれども、私はこういう兼任では、確かに負担が大きくて、職務が十分果たされないのではないかなという懸念もあろうかと思えますけれども、余裕があればそういう専任も可能かもわかりませんが、もしそれであっても、独立させるよりも教諭を充てる方が学校図書館の目的からしたらより望ましいというふうに考えております。つまり、学校はさまざまな形で先生たちが任務を分担しているわけですね。そして、組織の中で、いわゆるネットワークをして学校の組織力のアップを図っているわけですが、その学習指導とか、あるいは教育内容に精通をした教諭が司書教諭を兼ねる、つまり司書教諭という新たな辞令を手にするによって当人の自覚も生まれますし、職務に対する使命感として教師の力量が発揮されるものと私は期待をしております。

それから、土曜日に子供たちがどこに行ったかということですが、学校週5日制とかかわらず、こういう傾向といいますか、そのような状況にあったというふうに思いますね。しかし、どこかにおるわけですが、考えられるのは社会体育、あるいは中学校でありますと部活動あたりがその主な行き場所であろうかと思えますが、一番の要因は子供そのものが少なくなっただけで、おるけれども、もう近隣に、私たちの目にふれる度合いというのが非常に少なくなっているというのが実情ではないかなというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

週休2日制で、実は市役所も、弊害と言っていいかわかりませんが、出ておりました、以前は土曜日の半ドンで、午後にはそのまま一緒にスポーツをしたり、こういうことがあってはいたんですが、あるいは互助会活動とかよく頻繁にやっておりました。しかし、それ

が土曜日も休みとなりますと、わざわざ出てきているいろんなことをするということが非常に少なくなっておりまして、先輩と後輩の交流の度合いも薄まっているんじゃないかということで、いろいろそれは部長、私ども話をしているわけでありましたが、市役所の方にも、週休2日制というのはどうしてもそうになってしまうのかなという感があります。

さて、縦割り行政についてということではありますが、これは行政に限らず民間もそうですし、およそ組織というものは、これも規模の大小によっても多少違うかわかりませんが、縦割りにならざるを得ない面があるというふうに私は思っております。また、機能性から見ても、縦割りというのは非常にすぐれた面があると思っております。特に市の行政は、国、県に対応をするという、縦割りの行政を組まざるを得ない面もございます。

したがいまして、要は、縦割りの組織を組んで、そしていかに横の連携をとっていか、こういうことに尽きると思うんです。そのために鹿島市では部制を導入したわけですが、この部制導入については議会からもさまざまな指摘がありました。そういうことで、ことしの夏場ぐらいやったか、夏の2カ月、3カ月ぐらいかけて部制のあり方をもう一遍基本的に洗い直してみようじゃないかということで、何回も部長たちと話をしまいいりまして、いわゆる報告書も都合2回までは、これじゃまだ不十分だということで私は突っ返しまして、今、成案として、こういうことでやっていこうということで、かなり改善ができたんじゃないかというふうに思います。

まず、この議会においては議員の皆さんには、部長の答弁なんかは今までより整理された形で、あるいはより高度な政策判断なんかも部長が直接皆様方にお話しをするようになったんじゃないかというふうに思っております。（発言する者あり）

サイン計画についてというサインがありましたので、御説明いたしますが、直接的な御質問というのは、いわゆる狭義な意味での観光案内図とルート及安全表示と、こういうことでございますが、もっと広義に私はとらえさせていただきまして、市全体のサイン計画について、若干御説明をさせていただきます。

まず、今、鹿島市ではサイン計画という計画を策定しております。これは太良町との合併協議の中で、これから新市のまちづくり計画を策定していくわけでありましたが、鹿島市としては現在持ち合わせておりますサイン計画をサイン整備事業というふうにごうたいまして、新市まちづくり計画に盛り込むようにしていくことにしております。

なお、この新市まちづくり計画は、今、素案の素案をつくっている段階ではありますが、これから合併協議会の幹事会にかけまして、合併協議会本体の承認を得ましたならば、新市まちづくり計画の素案ということで、1月に太良町も鹿島市も予定しておりますが、住民説明会でこの新市まちづくり計画の素案を説明いたします。そして、住民の意見を聞いて、さらに取り入れるところは取り入れて、新市まちづくり計画の成案というふうにごうたいして計画をしております。

また、このサイン整備事業は、合併後の合併特例債で適用できないかということで鹿島市としては要望をしていくつもりです。ただ、合併特例債の適用の可否については、県や国の判断ということになります。

○議長（小池幸照君）

以上で6番議員の質問を終わります。

次に、13番議員、井手常道君。

○13番（井手常道君）

13番の井手でございます。今回の一般質問の最後というふうなことで、本当に皆様方には大変お疲れと思っておりますけれども、しばらくの間、おつき合いのほどお願いいたします。

それでは、さきに通告をいたしておりましたので、順次質問をいたします。

まず第1に、諫早湾干拓事業の問題についてでございます。

この諫早湾干拓に関する有明海異変を含めたもろもろの質問、特に締め切り後であります。が、多数の議員の方が何回となく質問をなされてきました。特に谷口良隆議員は、ことしの6月と9月議会、連続して質問をされたところでございます。私も、皆様方の質問と幾重にも幾重にも重なるかと思っておりますが、質問をいたします。

この諫早湾干拓事業に関しては、以前から内外の批判の声が上がっていました。この批判は、自然保護に伴う事業の合理性、必要性についても、潮受け堤防のギロチンによる水面の締め切り後、ますます大きくなっております。こうした中で、農林水産省みずから設定した国営事業再評価第三者委員会、つまり時のアセスからは事業の見直しの答申が出され、有明海ノリ不作等対策関係調査委員会は、諫早湾干拓事業は重要な環境要因である流路及び負荷を変化させ、諫早湾のみならず有明海全体の環境に影響を与えていると想定されるとして、排水門の開門調査について、第1段階としては2カ月程度、次の段階として半年程度、さらにそれらの結果を踏まえて数年の開門調査が望まれると提言をし、あわせて開門の規模についても、できるだけ大きくあげ、毎日の水位変動を大きくして、できるだけ干拓面積をふやすことが望ましいと、こう見解を發表しました。ところが、国はこれを無視し、一月にも満たない短期間の開門調査を行っただけです。また一方では、前面堤防工事を続行し、干潟再生の道を閉ざそうともしております。

昨年の暮れ、沿岸4県の漁民160名を含む約800名余りが原告になり、漁業権、環境権、自然享受権の侵害であるとして、西工区の前面堤防工事の差し止めを求め国を提訴されたと伺っております。今や沿岸漁民の方は、到底漁師として続けられない状況に追い込まれております。漁民の方には、漁業権と同時に、好きな職業を選択し営み続けていく権利があると思います。果てしなくどこまでも広がる干潟、また、群舞する渡り鳥など、大自然の恵みを今後とも体感する権利があると思います。つまり、多くの方がこの干拓によって自然享受権を侵害されております。また、環境もしかりです。

まず、公共事業は、第1に目的と方法が妥当であること、第2に環境への影響をクリアしていること、この諫早湾干拓は、1953年、長崎大干拓構想と、1970年、長崎南部総合開発、いわゆる南総計画は漁民の反対で中止をされました。2度にわたって目的を持った事業が打ち切られたわけで、つまり、この干拓の必要性はもともと存在しなかったと言えます。その後は防災のためと、あたかもその干拓の必要性があるかのように装うため、諫早大水害を持ち出されたと聞いております。

環境影響調査について言えば、1979年、南総計画に当たって佐賀県が行った環境アセスで、漁業資源に甚大な影響を与えること、潮流と栄養塩濃度の低下によるノリの生産低下の懸念があるなど、重大な指摘がなされているにもかかわらず、この干拓に当たって国は十分な調査もせず、干拓の影響は諫早湾内及び周辺に限られ、有明海全体に対する影響はわずかなどとして、干拓工事を強行したところであります。今の農林水産省の動きも、時のアセス、ノリ第三者委員会の答申、見解を無視する異常な事態であります。

さて、そこでお尋ねいたしますが、去る11月28日に九州農政局が最終報告されたわけですが、この短期間開門調査結果をどう受けとめておられるのか。また、報告書案も作成し直すと、このようなことになったようだが、報告書案は中・長期開門を調査実施する際の、つまり期待される成果と環境影響等対策が中心となっているようだが、どのようなことを当市としては期待されているのか、お尋ねをいたします。

それに、有明海沿岸の各漁連の代表者、また首長さんたちで有明海がんばれサミット協議会を發起されておりますが、鹿島市もこれに参加されていると思っておりますが、今日までどのような方策を提案されたのか、何かあればお示し願います。

次に移ります。新型肺炎SARS（サーズ）対策についてでございます。

SARSは、中国で大流行し、一時は国内にも入り込んでくるのではと心配をいたしておりましたが、6月に入って世界的な流行に終止符が打たれたようで、WHO（世界保健機構）は、中国当局のSARS対策を評価しながらも、なお警戒態勢を崩していないのが現状であります。また、SARSへの対応を話し合う佐賀県SARS対策会議では、SARS患者発生時に病院名を公表するなど公表基準の改正を承認し、SARSと症状が似ているインフルエンザの予防接種を奨励することなども確認されております。

改正案では、病院名のほか国内での立ち寄り先や接触者の調査などの公表、あるいは患者が県民の場合、居住地や従来の保健所管内に加え、市町村名も発表する。また、症状がよく似ているので、医療現場での混乱を招かぬよう、極力インフルエンザの患者発生を抑えるために予防接種を奨励し、その選択肢として全住民を対象とした接種料の一部を市町村が補助する案も示し、原則として保健所管内で患者に対応することなども確認をいたしております。

そこで質問に入りますが、1点目は患者発生時の迅速対応についてであります。国内では

患者はまだ確認されていませんが、また、本格的な冬を迎えるわけですが、専門家は、いつSARSウイルスが発生し、上陸してもおかしくないと言っております。また、感染の防止が最大の課題となっている中で、行政としてSARSとどう向き合うのか。

2点目は、SARS予防への正しい知識についてであります。身の回りでSARS患者が確認されたとき、感染予防には正しい知識が必要になりますが、その対策についてはどのように考えておられるのか。

次、3点目は、市民の生命や健康に危険が迫っていると疑われているときの情報公開についてであります。特に消費者の方は、商品サービスの安全性に非常に敏感になっているわけで、情報化社会の今では瞬時に情報が広がり、思わぬ影響が関係者に及ぶが、消費者の安全志向の高まりと情報社会の特性に配慮した公表の方法をどう考えておられるのかであります。

次、4点目は、社会全体の不利益をこうむった者の損害補てんについてであります。SARS感染者の宿泊されたホテルや、また立ち寄ったレストランの名前を公表し、接触された可能性のある利用者に注意を促す必要があります。問題は、実名公表で営業自粛に追い込まれたり、またキャンセルが相次いだり、ホテルやレストランは泣き寝入りをせざるを得ません。市民全員の健康を守るため、特定の者が犠牲を払ったと考えれば何かの手だてが必要かと思いますが、これについてはどう考えておられるのかでございます。また、学校現場では、このSARS対策についてはどのように開示、指導されているのかをお願いいたします。

次に、ペプシノゲン法による胃検診についてお尋ねいたします。

本市の胃がん検診は、前日から食事を制限し、バリウムを飲み、レントゲン検査による診断をしておられると思います。私も過去数回、この検診を受けましたが、検診を受けるときは、前日、夕食を早目にとり、その後は朝まで何も飲食せずに、その予約の病院に行きます。最初、肩に注射をし、レントゲン室でバリウムを大きなコップで飲みましたが、その何とも言えない、おいしいようでそうでない、独特な味であります。次に、レントゲン撮影ですが、胃の中をいろいろな角度から撮りますので、台の上で身を横にしたり、また逆さにしたりしますので、多少我慢をいたしますが、胃が圧迫されて、げっぷが出たりもします。すると、また小瓶1本の拡張剤を飲まなければなりません。レントゲンが終わると、下剤を飲んで検査は終わりですが、その日は半日以上、トイレに走ります。多くの市民の方がこのようなバリウム検診を苦痛に思っておられると思います。

ところが、最近、胃がんの早期発見にペプシノゲン法という血液検査が大きな注目を集めております。ペプシノゲンとは、胃の消化酵素のもとになる物資で、血液中に含まれる量をはかると、胃がんの進行につながる確率が高いとされる慢性萎縮性胃炎の診断が可能だそうであります。バリウムを飲むレントゲンに比べ、食事制限もなく、簡単な採血だけで済み、

費用も安いことから、胃がん検診にペプシノゲン法を採用する自治体や企業も相当ふえてきていると伺っております。市民の検診受診率を高め、早期発見、早期治療ができるように、本市もこのペプシノゲン法を導入されてはどうかをお伺いいたします。

最後の質問ですが、農薬取締法についてであります。

昨年、登録されていない、つまり無登録の農薬使用が問題になりました。報道によりますと、昨年の夏に無登録農薬問題が全国的に大変と大きな問題として事件が発覚をいたしました。ダイホルタンという殺菌剤で、非常に毒性の強い、発がん性のある農薬ということです。つまり、催奇形性の疑いのある、ということは変な形になるということですかね、そういう意味だそうです。また、プリクトランという殺虫剤、これを過去3年間にわたり27トンを経済産業省と山形県の業者が無許可で販売をし、農薬取締法違反で逮捕されたことは皆様御存じかと思えます。つまり、無許可で販売された農薬の多くが海外からの輸入品であったということです。このような事態から農薬取締法の改正がなされたものと思えます。

そこで、これまでの経過と改正内容についてお伺いをいたします。

今回、販売が確認された無登録農薬の種類は大体10種類だそうで、総販売量は約390トン、こういう農薬の危機情報が農家や農業関係者の間に周知されていなかったという問題です。危険なのに、なぜか危険性が知らされていなかった。そのため大量に使われた。具体的に言いますと、危険な農薬に対する厳しいチェック、あるいは危険な農薬を使わないように徹底する、また、危険性に対する情報の徹底した開示、広報が必要と思えます。

そこでお尋ねいたしますが、鹿島市として今後、農家や農業関係者へ、このような事態についてどのように指導されておられるのかをお尋ねいたしまして、これで1回目の質問いたします。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

井手議員にお答えいたします。

まず、諫早湾干拓事業について、特に短期開門調査の結果を受けてということでございます。

この短期の開門調査は、先ほど御説明ありましたように、開門総合調査の一環として、諫早湾干拓調整池に海水を導入することによって調整池や海域にどのような変化が生じるかというのを現地で観測して、有明海の環境変化の各諸事情を、水質浄化機能、流量の変化、また、潮位流速、流行の赤潮の増加、貧酸素水の固まりの発生などについての調査を目的とされています。実際、海水を導入されたのは平成14年4月24日から5月20日まで、約6,600万立米を導入し行われています。

それで、先ほど議員申されますように、農林水産省の最終的な報告によりますと、この調

査項目について、潮流の影響は濁り、拡散などがあつたものの、その影響は諫早湾奥に限られて、有明海全域にはほとんど影響がないというふうな報告がなされています。

このことについて市がどう考えるかということでございますけれども、また、先日のNHKの番組の中で、二枚貝の生息状況の放送がございました。あの中で、一つは、二枚貝がいながら浄化をしていた部分が、何らかの原因でいなくなって、それで環境が悪化してくる、そのサイクルの循環が断ち切られているというようなことも一方で言われています。またもう一つは、有明海沿岸全体的な公共事業の大型公共事業、筑後川大堰初めそういう大型事業の影響というのも一方では言われているような状況でもございます。そこで、鹿島市としましては、鹿島市独自でという部分はなかなか困難でございますので、佐賀県と連絡をとりながら、今後もこの対応をしていきたいと思っております。

ちなみに、ことしのノリの養殖の状況でございますけれども、先日、伊東議員の方にありましたように、秋芽ではやっぱり非常に厳しい部分がございます。15年度で言いますと、14年度に比べまして、これは秋芽部分だけですけども、前年度比37%というような状況でございます。しかし、冷凍の状況が今のところは順調に推移をしているようでございます。また一方、テレビであつていましたように、タイラギの生息が、3年ぶりに解禁になったというようなことも言われています。

それから、もう一点お尋ねの農薬取締法についてということで、この改正内容についてお尋ねでございますので、御説明をしたいと思います。

これは、先ほど議員申されますような要旨によりまして、無登録の農薬が、これを禁止する部分の改正が大幅にされています。一つは、無登録農薬の製造及び輸入の禁止ということで、これは今度輸入まで含めて制限がかけられています。それは水際での監視体制を徹底するという事です。もう一つは、輸入代行業者による広告の制限ということで、今インターネット等を通じての無登録農薬の個人輸入というのが出ているという関係で、この部分の制限がかつているということです。それからもう一つは、無登録農薬の使用規制の創設ということで、一部農家の部分が知りながらということもありましたけれども、無登録農薬を農作物に防除をしていたということについて、これの禁止規定が出てきています。それから、農薬の使用基準の設定ということで、これは主に残留農薬についての基準が定められております。

それから、もう一つ大きく変わっているのが、これを法律違反した場合の罰則が強化をされています。例えば、販売に係る義務違反についてなんですけど、現行50千円以下の罰金だったものが3年以下の懲役、それから、法人に至りましては1億円以下の罰金というふうに変わっています。それから、使用に係る義務違反ということで、これは指定農薬だけなんですけど、30千円以下の罰金が3年以下の懲役、1,000千円以下の罰金というふうに変わりますように変わっています。

これについて、じゃあ、鹿島市はどういう取り組みということですが、これは佐賀県と一緒にしまして今取り組みを行っています。ことしの4月から残留農薬の分析調査事業というのに取り組んでおりまして、特に無登録農薬の調査、これは予想される農薬の配布時期に調査するもので、先ほど申されましたダイホルタン、それからプリクトランという農薬について、この使用状況の調査をしています。

それからもう一つは、登録農薬の中でも残留農薬の基準値を調査するというので、これは収穫期に調査を行っております。ちなみに、調査結果につきましては、鹿島市の中では調査検体がタマネギ2件、ミカン3件、イチゴ1件、ハウスミカン2件、ブドウ2件ということで調査を行いましたけれども、鹿島市についてはこの違反は出ておりません。

それから、広報については、生産農家含めてなんですが、JAを通じて毎回広報をやっているところがございます。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

井手議員の有明海がنبれサミットについてお答えしたいと思います。

御質問は、出席して何か今まで提案をなされたかというふうなことだったと思いますが、実は、有明海がنبれサミット協議会の会長は玉名市の市長さんでございますが、先ほど議員申されましたように、今、湾岸4県の44市町の首長さんで組織をされております。ことしの6月4日の日でございますけれども、農林水産省の農村振興局長名で会長であられる玉名市長さんに、諫早干拓事業に係る中・長期的開門調査に関する意見の聴取をしたいというようなことで出席依頼がございました。会議の内容でございますけれども、検討委員7名、それから検討会議専門委員11名の方に対して、諫早湾干拓事業対策委員会の方からと佐賀県漁連、それから諫早市長、それから玉名市長の4名の方がそれぞれの立場から意見を述べられて、各委員から質問を受けるというような形のものであったということでございます。

会長である玉名市長さんは、有明海がنبれサミット協議会の代表として、環境保全の見地から協議会の目的とか経緯を話した後に、サミットで討議されたこととアンケートで各市町から取りまとめた要望の中から、その機会を利用して4点の要望をなされたということでございます。

1点目は、EMの普及拡大のための科学的効果の判定、それから、生態系への影響調査研究を早急に国の方をお願いしたいというようなことです。それから、2点目は、4県平均の下水道整備率が43%ということで低いために、公共下水道、それから農業集落排水事業、合併処理浄化槽の補助率のかさ上げを要望された。それから、3点目は、国立水産研究所を有明海沿岸に設置して、汚染の解明と調査研究を継続して行い、住民の不安の払拭をお願いしたい。それから、4点目が、有明海の現状に見合った数千万円規模の小型清掃船を各1級河

川に建造、配備、運営していただきたいというような、この4点を要望されたということでございます。

○議長（小池幸照君）

平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

井手議員にお答えいたします。

私の方からは、新型肺炎SARS対策についてと、それから、ペプシノゲン法による胃検診についてお答えいたしたいと思っております。

まず、新型肺炎SARSについてということで、具体的に4点ほど御質問をいただいたのではないかと考えております。

まず、SARSについてでございますけど、SARSは重症急性呼吸器症候群と言われております。これは、感染症法によりまして指定感染症に位置づけられているようにございます。

SARSの臨床経過と感染症ということでお聞きいたしているものは、潜伏期間が2日から10日間、感染につきましては非常に低いということをお聞きしております。次に、症状が出現してから1日から2日間につきましては、発熱、筋肉痛、せき、頭痛などがあるということでございます。これにつきましては、感染症が低いということで判断されたようです。それから、最終的に症状が出た場合でございますが、せき、呼吸困難等が伴うということで、感染が非常に高いということで判断されたようでございます。

さて、御質問のSARSとどう向き合うかということでございますが、このSARSがはやっている国、地域への旅行等は極力避けていただきたい、それから、はやっている地域から帰国した人は10日間は外出しないように心がけていただきたいということでございます。これは、検疫でのチェックが通ればオーケーということになっておりますが、本人に熱やせき等の自覚症状があった場合は、より注意が必要ではないかと考えております。

次に、感染予防に正しい知識が必要ではないかということでございます。

感染予防でございますけれども、SARSの症状が始まりましてから、これは先ほど議員がおっしゃいましたように、インフルエンザの症状とよく似ているというようなことでございます。先ほど1回目の質問でお答えいたしましたように、SARSがはやっている地域への渡航や帰国した人との接触がなければSARSとは考えにくいということをお聞きいたしております。基本的には、冬場の風邪、インフルエンザ等が流行した場合に乗り切れる体力をふだんからつけておく必要があるのではないかと考えております。それから、これは普通、風邪の場合も言われておりますが、うがいや手洗い等は常に生活の中で行っていく必要があるのではないかと考えております。

次に、3番目が危険が迫ってきた場合の情報公開についてということでございましたけど、

情報公開につきましては、一番注意しなければいけないことは人権に配慮することだと言われております。国、あるいは県の方からの通達等が参っておりますが、もちろん人権も伴いますが、入院先の医療機関において、ほかの患者に対する不安が生じないように努める必要があるのではないかと考えております。

それから、情報公開の内容について、ある程度細かく決めてあるようでございますが、先ほど言いましたように、プライバシー等に配慮しつつも、公表時期は報告を受けて24時間以内にはする。この中で、年齢、性別、国籍、発症年月日及びその症状、それから渡航地域、公表時の病状等公表するというようなことになっておりますが、これはあくまでも県の指導等により公表を行っていく必要があるのではないかと考えております。

それで、最新の情報でございますけど、これはインターネット等でも毎回流れております、発症したときには。それと同時に、市の方にも情報が流れてくるようになっておりますので、その情報によっては、至急、市の方でも対応する必要があるのではないかと考えております。

それから、4番目に、ホテルやレストラン等が公表を受けた場合の営業自粛等の場合の犠牲に対する何らかの手だてということでございますかですね。これは、その発症が起きた時点で考える必要があるかと思っておりますが、いずれにしましても、起きた場合には関係機関との協議が必要ではないかと考えております。

それから、次にペプシノゲン法による胃検診についてでございます。

このペプシノゲン法による胃検診は、先ほど議員おっしゃいましたように、血液で胃の調子、胃の健康度をチェックする調査というふうになっております。これは先ほど言われましたように、血液中のペプシノゲンというのがあるようでございますが、この濃度をはかることによって、萎縮性の胃炎の進行度、胃がん発生の危険度を推定するものであるというふうに言われております。これはあくまでも、言いましたように、胃がんそのものの検査をするものではないと、萎縮性胃炎の程度を測定する検査だということでございます。

それで、このペプシノゲン検査のよい点でございますけれども、食事の影響がない、採血だけで済む、いつでもできるということですね。それから、レントゲンの被曝がない。ということは、妊娠中でも検査ができるということが言われております。それから、レントゲンに比べまして料金が安いと言われております。料金が大体2千円程度になっているようでございます。レントゲンが4千円から8千円程度かかります。それから、レントゲンに比べまして、早期胃がんの発見率が高いと言われております。また、もう一方の点で欠点でございますけど、進行がんや胃がん、悪性度の高い胃がんでございますが、等を見落とす可能性があると言われております。

それで、この検査を受けるときの留意事項ということで申し上げたいと思いますが、このペプシノゲン法が陽性だから必ずしも胃がんがあるということではないと、先ほどもちよっ

と触れましたですが。また、陰性だから胃がんがないともまた言えないということでございます。そして、腹部の症状でございますが、腹痛、あるいは吐き気、食欲不振のある人は、最初から内視鏡の検査を受けてもらいたいというようなことを言われております。

いずれにしても、午前中、水頭議員の質問の中でもちょっと答弁させていただきましたけど、検診についても専門性が現在求められております。それで、この検査が決定的なものではないということでございまして、自分の健康は自分で日ごろ管理をしてもらいたいということと、まずどうかあった場合は専門医、あるいはかかりつけ医に相談をされる必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

新型コロナウイルス対策、学校における対策ということでお答えいたします。

文部科学省は、これまでに4回、SARS対策に関する通知をいたしております。内容は、SARS患者等との接触があった場合の報告や検疫に関するものでありまして、学校における具体的な対策と言えるものではあっておりません。

現在のところ、教育委員会といたしましては、特にSARSの予防対策はとっておりませんが、インフルエンザの予防と同様に、新聞や放送の情報に注意をする、手洗いやうがい、十分な休養とバランスのよい栄養の摂取、人込みへの不必要な外出を避ける、罹患したと感じたら速やかに医師の診断を受けるなどの指導を各学校で行っております。

また、各学校には、ホームページによるSARSに関する情報収集や相談窓口の設置についての通知をいたしておるところでございます。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

一通りの御答弁をいただきましたので、また再質問をいたします。

この諫早湾干拓事業については、この問題が余りにも大きいというふうなことで、私も見過ごすことができないと、こう思いながら質問をしているわけでございます。これは、ちなみにですけれども、漁業被害者について今大型裁判をやっておられる中で、数名の方が締め切り後のさまざまな実情を明記して漁民の方たちが窮状を述べておられますので、一応述べたいと思いますけれども、その文面は長くなりますので、割愛をいたします。

その中で、やはり自分たちは諫早湾干拓が関係をしているのだと、そう思うようになったと、その裁判の席で述べておられるということです。ことしも秋芽ノリの被害については、昨日、伊東議員が言われたとおりであります。

先ほど課長も言われましたように、12月5日の夜にNHK番組で、有明海再生への道というようなタイトルで放送がなされました。これは皆様方御存じのとおりと思いますが、この有明海再生に向けては何が必要かということで、九大の小松教授が説明をされました。それを一通り自分なりに整理をいたしましたので、述べてみたいと思います。

熊本県の長洲から島原半島の多比良間、有明海でここが一番狭いところだそうです。海水の滞留傾向があるということですが、私たちは素人考えで、諫早湾のあそこを締め切れば、早く湾奥の方に海水が流れていくんじゃないかというふうな素人判断をしておりますけれども、やはり潮流の勢いというものは各方面に大量の水が流れるというふうなことで勢いが増すというふうなことを説明されたわけです。ちょっと横道にそれましたけれども、筑後川初め各河川から水と一緒に運ばれた栄養塩が滞留するわけで、その流れが悪いばかりに赤潮が大量発生し、なおかつ、長期化に進んでいくということを言われておりました。だから、それを解消するためには、やはり潮の流れを速くすること、つまり諫早湾からの潮流により栄養塩等が出ていきやすくなるということです。ということは、潮流が加速することなんですよね。諫早湾はこういうことで海水の交換と言われました。これはポンプ役をしているというわけで、締め切りで有明海全体に大変な影響を与えているというふうなことを申されたわけです。

それで、これを解消するためには水の変動を大きくして、中・長期の開門を実施して、明確になるように調査すべきだと。このようにしてこの問題点を浮き彫りにし、これは例えばのことで申されましたけれども、以前に川辺川ダム問題でけんけんがくがくやられたそうですね、やるかやらないか。諫早湾の開門についても、行政と学者の先生方、関係者の方々が徹底して論議をすべきじゃないかと、このように申されたところであります。

また、ある人のファクスだったんですけれども、つまり、諫早湾干拓を取り壊して、農地を削って、もとの姿に戻した方がよいのではと、長期的視点で見るとその方がよいと言われもしました。せっかくなつくった干拓をもとに戻すということは納得がいかないという方もおられると思うが、しかし、これも言われたんですけれども、イタリア、オランダ、その他ヨーロッパの国々で水質浄化のために、埋め立てた農地を湿地に戻しているということです。まだ日本では、北海道の釧路湿原でも、試験的にはありますが、農地を湿地に戻していると、そういうことですね。

いろいろ述べましたけれども、課長の答弁にもありましたが、11月28日には九州農政局が有明海の海況異変と諫早湾干拓事業について、つまり有明海の異変と諫早湾干拓は潮流の変化には関係ないと、こう言われたわけですね。しかし、また一方、その日の新聞にですけど、会計検査院がこの諫早湾干拓に注文をつけておられました。そういう記事が載ってあったんですけど、指摘された内容は経済的かつ効率的運用が望まれると、このように注文をつけておられたところがございます。

また、この事業に詳しい愛知大学の宮入という教授は、失われた干潟の浄化能力を考慮すれば費用対効果は半分以下だと、極めて非効率な事業なのは明らかだと、このように御指摘をされております。

ちょっと脱線しますが、私が思うのは、このギロチンというのは、これは中世のイタリアで、死刑囚の死刑台にということでギロチンという名前がついたということをお聞きしております。この諫早湾の締め切りは、地図で見ましても、ちょうど有明海の首を切り落としたと言っても過言じゃないかと、私はそのような気がいたしておるところでございます。首を切るということは、有明海が死んでしまうということですよね。まさに死の海。早く宝の海に戻さなければならないと私は思うわけでございます。

繰り返し、本当にくだいようであります。鹿島市の主要基幹産業である水産業を抱える本市として、農政局のこの報告に、漁民の目線に立って反論的な何らかのコメントが必要だと思いが、いかがでしょうか。先ほど、なかなか名案がないということを申されましたけれども、やはりぜひ反論をしていただきたいなあと思います。やはり漁民の方たちも情報を聞いてから、どういうふうに思っておられるかのお声を聞かれたのか、またそれをお伺いいたします。

先ほどの御答弁で、9月の谷口議員の質問の答弁のときにも、県と協議しながら国へ要望していくということを申されましたけれども、なかなか難しく、まとまらなくて、今回もまだ実行されていないような感じがいたしますけれども、ぜひひとつ、これはですね……。

（「もう少し具体的に……」と呼ぶ者あり）ぜひお願いしておきます。

それでは、次に移りますけれども、SARS問題についても御答弁いただきましたが、確かにこのSARSの症状というのは、冬の終わりごろから春にかけて発生するわけで、答弁されましたけれども、インフルエンザ、いわゆる流行性感冒が秋から冬に非常に広がるのと同じ性格であると言われております。

また、これがこの秋から冬にさらに猛威を振るうんじゃないかという予測もあるわけでございまして、このときに市民の方の6割の方が何かあったときはかかりつけの病院に駆け込んでこられるということでもあります。今から来春にかけて、インフルエンザかSARSのウイルスかという、この判断というのは、なかなか専門医でも難しいということでもあります。また、それが確定するまでは、ある程度の日数がかかるということも言われております。

そのようなことを考えますと、発熱して40度以上あったので、かかりつけに診てもらった。そしたら、実際はインフルエンザであったわけで、そのときSARSとインフルエンザを混同していると、受け入れ機関も二の足を踏むんじゃないかと、そういうことが予測されるわけでもあります。仮に、鹿島市ではSARSの患者さんがゼロであっても、隣接する地域にそういうものが情報として流れていけば、いわゆる患者さんとそのかかりつけの病院とも非常に戸惑いが生じるんじゃないかと、そのように思われます。特に、ワクチンがまだ完全に完

成されていないという報道の中では、治りにくいという一つの危機感に、これに対する市としての危機管理も、やはりきちんと早急に管理体制を立ち上げていただきたいと思うが、いかがでしょうか。

それから、このSARSについては学校現場でもぜひ、やはりエイズよりも怖いということをしかりと子供たちに認識をさせていただきたいと、このように思うわけでございます。

それから、次に移りますが、ペプシノゲン法でございます。

今、血液検査というのは、エイズ初め、物すごく進んでいるわけです。私も、数名のお医者さんに聞いてみました。私たちも基本健康検査、つまり職場からの健康診断、そういうときの機会にも聞いてみたんですが、血液検査で大概の人間の体の機能がよいか悪いか、つまり陽性か陰性か大抵判断できるということです。そのあたりが物すごく進んでおりまして、この胃検診はかなりの自治体や企業が使っているということです。先ほどのバリウムを飲んでぐるぐるやるやつは、やはり少なくとも30分以上はかかりますし、また費用もかなりかかると。そういう費用面と、もう一つ大事なことは受診率の問題だと思います。確かに、胃がんの早期発見、また早期治療をするには、全市民、つまり多くの対象者が受診すれば一番いいわけですが、その受診率の低下、これを高めるのは大変重要なことだと思いますが、どのように高めていこうと思っておられるのか、有効な具体策を検討されているのかをお尋ねいたします。

また、先ほどの答弁では、このペプシノゲン法を導入する、しないは御答弁がなされませんでしたけれども、どう思っておられるのかを再度お尋ねいたします。

最後の農薬取り締まりの問題に進みます。

今回の改正で、特定農薬というのを指定をされているようでございます。ちょっと例を申し上げますと、酢とか重曹、ソーダですね、それからテントウムシとか、そういうものが農薬ということで指定を受けているということでございます。私が一番びっくりといいますか、感心しているのはナナホシテントウムシ、これはテントウムシ自体が農薬に指定をされて、本当にびっくりしているんじゃないかと思えます。

そういうことから、テントウムシは人間から見た場合、非常にかわいい生き物だというふうに理解されていると思います。有機農業者が自分の畑から、あるいは近所からテントウムシをとって害虫のところにその虫をまくと、天敵ですから、その害虫を食べてしまう、ということで農薬になったんじゃないかと解釈をしているところでございます。害虫を食べるから農薬だ、農薬と認めないと農薬の不正使用で取り締まらなければならないという経過だろうと思うわけでございます。

一番困るのは、鹿島市でも有機栽培農業者が相当数おられると思います。もちろん、鹿島各地区での農産物販売所なんかにも、そういう自分の生産物、要するに、安心して食べられ

るものをという作物をつくって、幾らかでも高く買っていただこうと、こう思っていたら、その農家の方もおられると思います。そういう方たちは、無農薬ですよと言いながら、その天敵で害虫を駆除したのは農薬を振ったんだという解釈になりますと、今まで高く売れていた自然野菜もだんだん安くなるんじゃないかという気がいたしますが、そこらあたりは自然有機農業者におかれてはどう感じを持っておられるのか、お尋ねをいたします。まあ、テントウムシでしょんしゃっ人はおんしゃらんかもわかりませんが、あれば答弁お願いいたします。

これで2回目を終わります。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

井手議員の有明海に関する質問にお答えをしまいたいと思います。

先般の九州農政局の短期調査の結果内容については、具体的にまとめられた報告書が近く提出されるものと思います。そういうことで、その内容を十分に検討しながら将来に関する方策を考えてまいりたいと、そういうふう考えております。

また、この段階で言われております赤潮の発生メカニズムなり、タイラギなど二枚貝の底生生物の減少と潮受け堤防の締め切りとの関係についての結論は報告はされていないようですので、これについては新たな調査研究に期待をしながら、県、あるいは漁協等と歩調を合わせながら要望をまいりたいと、そういうふう考えております。

また、我々で日常できる環境保全、あるいは浄化活動につきましては、前も伊東議員の方にお答えをしまいましたが、積極的にやっていきたいと思っておりますし、また、事業につきましても特別措置法の活用とか、あるいは市独自の漁協等との話し合いの中でどういうものが必要であるか、そういうものを聞き合わせながら、独自の事業に努めてまいりたいと、そういうふう思っております。

それから、無登録農薬の使用につきましてでございますけど、先ほどテントウムシの件が言われておりましたが、私もじっと観察をしてみたことがございます。アブラムシを飼っているのがアリ、アブラムシを追っかけているのがテントウムシ、そういう三角関係の中で生活をしておるようでございますけど、アブラムシについてはやはり農作物に非常に影響を来す、そういう面では私も実感をしているところでございます。ただ、この農薬の使用につきましては、まず農家の皆さん、あるいは生産者のモラルがありますが、JA等と連携の中で、鹿島市からは違法農薬使用者が出ないように努めてまいりたいと思っておりますし、1人の不法行為者が出ますと、やはり先ほど議員もおっしゃられますように、いろんな有機農業なり、無農薬生産をしておられる多くの方に迷惑がかけると、そういうふうな感じをしておりますので、その全体に及ぼす影響の大きさ、あるいは責任等についてのPR、啓発活動を積極的に

進めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

○議長（小池幸照君）

平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

井手議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、SARSの危機管理体制はどうかということでした。

まず、SARSの疑いがある場合は、まずもって保健所に連絡をしてくださいということになります。これが第一義的なものになります。まず、SARSという疑いがある場合は、熱が出たり、しびれ、痛いような症状が出た場合は、まず保健所に連絡をいただきたいということ。その保健所では、ある程度の渡航歴なり、いろんなものをお尋ねされるようになっていくようになります。それと同時に、保健所ではある程度判断した結果によりましては、保健所で搬送が難しい分につきましては消防、それから2次医療機関ということで国立嬉野病院、これは受け入れ態勢の件でございますけど、ここ、それから同時に入院が必要であるという場合は厚生労働省にも連絡するようになっております。

次に、受け入れができてから後は、その後、保健所から市の方へ連絡が来るようになっております。これは役割分担が決まっております、市の方は保健所の指導のもとにおいて、もしSARSが出た場合は、そこの家の消毒をするような担当になっております。

なお、保健所から市に連絡を受けた場合でございますけど、まず保険健康課に連絡が参ります。それから、私の方で部長なり市長へ連絡をとります。そして、その後、市の四役会議等を開催いたしまして、それぞれの状況報告なり、今後の対応について検討を加えていくということになっております。ここまでの第一義的な対応の仕方でございます。

次に、症状が出た、SARS患者であるということで翌日が問題になってきます。消毒等、市の体制等がございますけど、どうしても奥様とか家族が感染している疑いがあるということで、これについては先ほど申しましたような手順によりまして、県、あるいは国等に連絡が行くというような体制になっているようにございます。

次に、胃がん検診のペプシノゲン法でございますけれども、私、1回目に答弁をいたしませんでした。どうも申しわけございませんでした。

現在、鹿島市でもペプシノゲンの新検診を行っております。ちなみに申し上げたいと思いますが、このペプシノゲンの検診は、節目検診というのを行っておりますが、御存じかと思いますが、毎年受診者数には移動がございますが、まず15年度、ことしでございますが、胃の検診が309人いらっしゃいました。この中でペプシノゲンを受けられた方は194人でございます。率にすれば約62%ぐらいになりますでしょうかね。そのほかの115人がエックス線、バリウム関係でございます。

それで、結果でございますけど、ペプシノゲン法検査によりまして要精密と出た方が、

194人に対して77人ということで約40%程度出ております。それから、エックス線、バリウム関係では115人に対して約7人程度が要精密検査ということが出ております。あと、14年、13年につきましても率で申し上げますと、ペプシノゲンでは要精密検査は24.6%、エックス線で9.7%、これが精密検査をした後、必ずしも胃の悪い方であるかどうかということについてはまだわかっておりませんが、そういう状況になっております。

それと胃がん検診でございますが、今後もちろん胃がん検診のみならず、ほかの検診もでございますが、いろんな機会があるごとに検診は必要であるかと思っておりますし、その都度、市報等なり個人に連絡をいたしております。その中で胃がん検診でございますけど、集団による胃がん検診、これは各地区に出向いていたしております。14年度の実績でございますが、該当者が約3,000人程度いらっしゃいます、その中で1,494人、1,500人程度の約半分程度の受診者がいらっしゃいます。これは年間通じて約15日間ぐらいの日程で巡回をいたしております。ほかに節目検診の個別検診というのがございますが、それぞれ医療機関に行ってもらって検診をする方法でございますが、この中でも胃がん検診をいたしております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

3回目は要望になるかと思えますけれども、行いたいと思えます。

この諫早湾干拓事業の件については、これは農林水産省から出る前に、漁業組合から要望書、12月議会に入っておりますけれども、秋芽ノリが悪かった段階ですぐ出されたんじゃないかなあと思っております。長期の開門調査の実施を求める要望書というようなこと。

それと、これは諫早湾干拓工事についての「よみがえれ有明海！佐賀県民の会」、これは佐賀法律事務所の方ですけれども、弁護士さんですけどね、河西龍太郎さんという方が会長になって、漁民の切実なことを裁判に上げていただいているところでございます。こういうふうな形で要望が出て、本当に皆さん、宝の海になそうと必死になっていらっしゃるんじゃないかと、ひしひしと感じているところでございます。

この有明海は、やはりみんなの財産であるわけで、将来的にも貴重な財産であることは言うまでもありません。だから、今回も、繰り返しになりますが、今後行われる会議の場で、開門を望んでいらっしゃる漁民の方たちの声を併記して、ぜひひとつ見直しを迫る文言でインパクトのある内容で頑張っていただきたいなど要望をいたしておきます。

それから、SARSですが、このワクチンがちょっとなかなかということだったとですけど、この開発にかかりというふうなことで、12月6日の新聞ですけれども、米国で猿での実験で成功したということが載っております。絶対入ってこないのがいいわけですけども、

ひとつ万全な態勢で今後も取り組んでいただきたいと思います。

それから、ペプシノゲンですけれども、済みません、勉強不足で。もう実施されたということで、失礼をいたしました。

昨日も、吉田議員が検診制度について質問されたわけですが、私、思うには、やっぱり基本健診を積極的に受診していただくために、一番よかとは、採血して一度に内臓関係といえますか、肝臓、すい臓、腎臓、胃、またエイズなども血液で反応が出るということでございますので、これは受診方法は、財政的にちょっと無理なんですかね、何かいい方法で検討していただければなと要望をいたします。

それから、農薬法ですけれども、テントウムシのことを申し上げましたが、JAの専門の方に聞いたら、テントウムシはアブラムシを食うそうなんです。今後、環境型農業というふうなことで、鹿島市の農業を発展させていただくことを非常に希望をいたしておきます。

私が先ほど紹介しましたプリクトラン、それとダイホルタン、このほかに無登録の農薬があれば、参考までに教えていただければなとお願いいたします。

以上で3回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

無登録農薬等につきましての資料がただいま持ち合わせございませんので、後でお届けをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

部長、課長がそれぞれ答弁したとおりですが、一つだけつけ加えますと、SARS対策については、先般、庁議をいたしまして、対応マニュアル、組織図、こういうものを作成するように指示をしておりましたので、その説明をいたしたわけであります。

市の役割というのは、ただいま課長が申しましたように、消毒の件が一つにあるわけですが、それを加勢をすると、こういうことでありまして、とにかくこのことについては市町村とか、あるいは普通の民間の病院とか、もう一切何もしてくれるなど、直接保健所で対応すると、ここがポイントになっているようでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

以上で13番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

明13日から15日までの3日間は休会とし、次の会議は16日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

午後2時55分 散会